

令和 5 年 6 月 22 日
令和 5 年度 第 1 回
春日井市都市計画審議会

報告事項

春日井市立地適正化計画の変更について

令和 5 年 6 月 22 日

春日井市都市計画審議会

会長 磯部友彦様

春日井市長 石黒直樹



春日井市立地適正化計画の変更について（報告）

このことについて、春日井市都市計画審議会に報告します。

報告事項

「春日井市立地適正化計画の変更について」

立地適正化計画の変更について

1 変更のポイント

①中間評価の実施

【見直しの背景】

本計画において、おおむね5年ごとに分析等を行い、必要がある場合は見直しを行うこととしており、平成29年度に策定し令和5年度末で策定から6年たつこととなるため。

【実施内容】

数値目標の中間評価、立地動向及び施策の実施状況を整理し誘導施設・誘導施策の見直しを検討する。

②防災指針の作成

【見直しの背景】

令和2年9月の改正都市再生特別措置法の施行により、安全なまちづくりの推進に向け、新たに立地適正化計画の項目として防災指針を位置付けることとなったため。

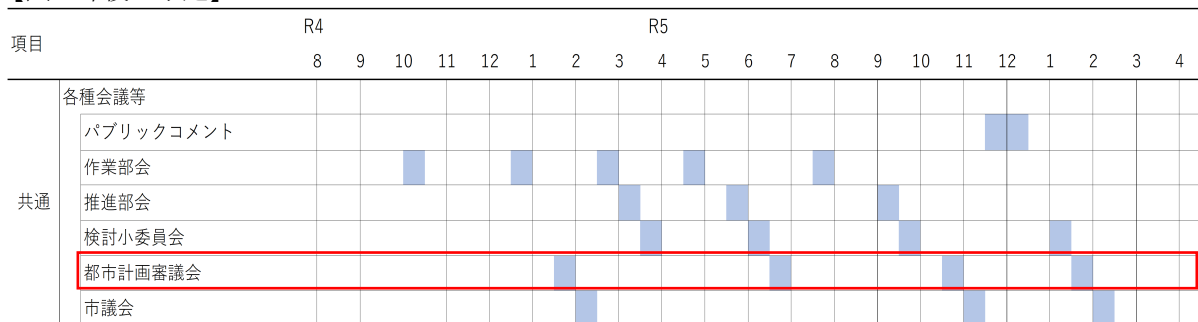
【実施内容】

上位計画と整合を図りながら、地域ごとに既存の災害リスク及び対応方針を整理する。

2 今後の予定

計画の変更に向けた今後の予定は下図のとおりです。

【図 今後の予定】



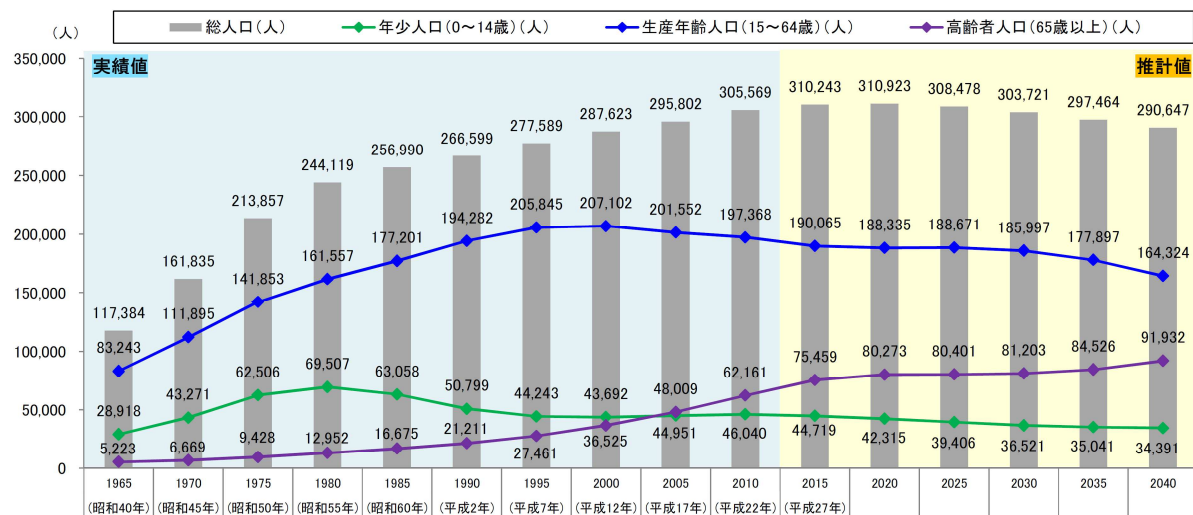
3 春日井市立地適正化計画（現行計画）の概要

(1) 現行計画の策定目的

本市では、現在も人口増加の傾向にあります。しかし、策定当時、将来的には2020年をピークとして、その後は人口減少に転じることが見込まれていたほか、少子高齢化の傾向も顕著となることが予測されていました。

策定当時の本市におけるまちづくりの基本方針である「春日井市都市計画マスタープラン」では、まちづくりの目標として駅周辺等への都市機能の集積を位置づけていました。そこで「春日井市立地適正化計画」においても、都市計画マスタープランの考え方にに基づき、具体的な誘導区域や誘導施設、誘導施策について明示し、今後のまちづくりにおける方向性を示すことを目的として現行計画を策定しました。

【図－1 春日井市の人口の推移（現行計画策定当時）】



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

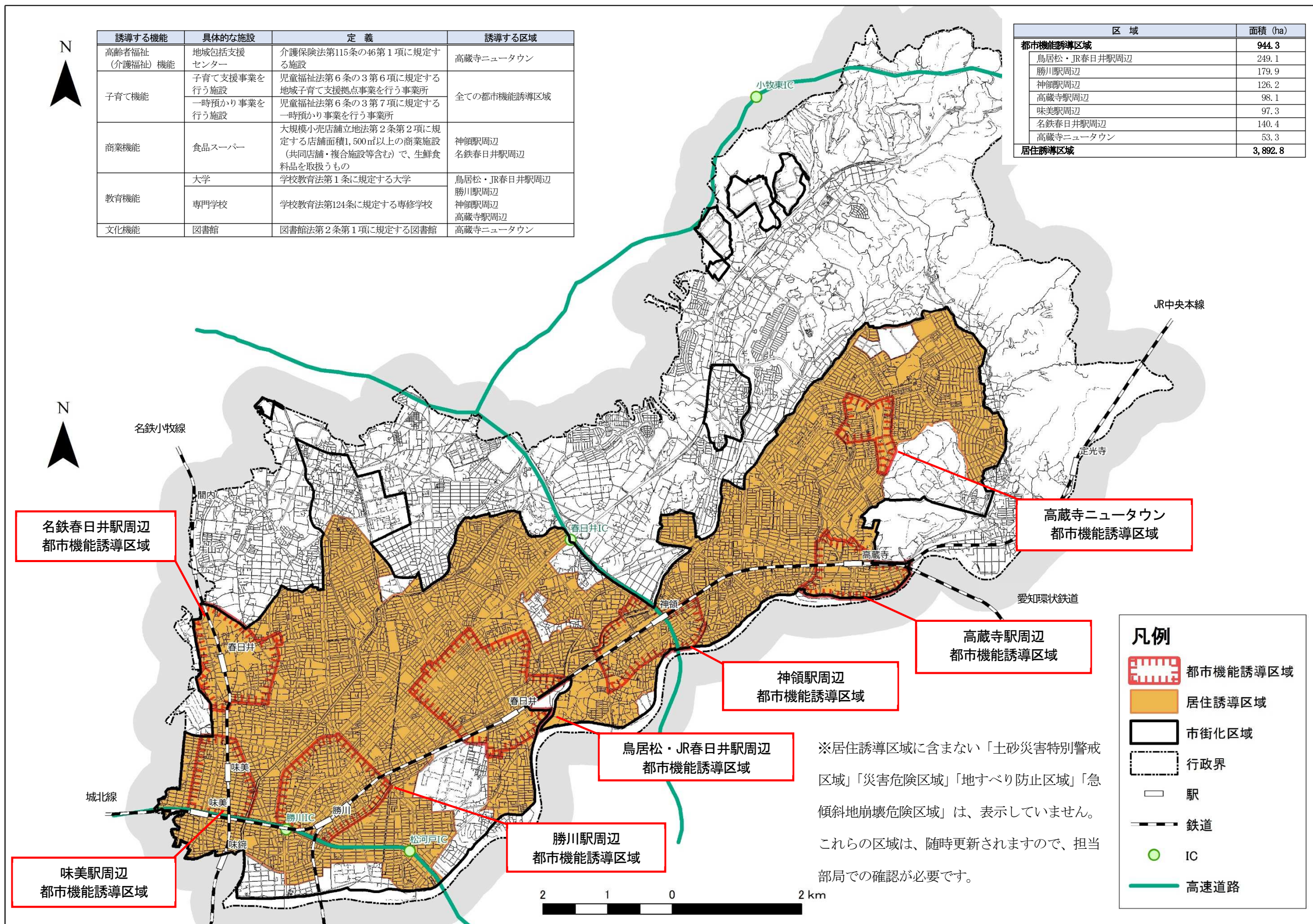
(2) 立地適正化計画で位置付けている主な内容

立地適正化計画で位置付ける主な内容は、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設、誘導施策、数値目標です。

【表－1 計画で位置付ける内容】

都市機能誘導区域	鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
居住誘導区域	人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
誘導施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの
誘導施策	誘導施設を誘導区域に誘導するための施策
数値目標	計画の達成状況を定量的に評価するための指標

【図-2 都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域】



資料：春日井市立地適正化計画

中間評価の実施について（概要）

1 中間評価について

(1) 中間評価に関する現行計画での位置付け

現行計画の進行管理スケジュールでは、概ね20年後の都市の姿を展望し、目標年度を2036年度（令和18年度）としていますが、計画期間が長期にわたることから中間時点の2026年度（令和8年度）についても数値目標を設定しています。また、概ね5年ごとに調査・分析・評価し、必要に応じて計画を修正するものとしています。

そこで今回の中間評価では、計画策定後概ね5年が経過したことから、施策・事業の実施状況や数値目標について、中間年度の2026年度（令和8年度）に向けた達成状況等を分析・評価を実施した上で、計画の修正について検討します。

【表 進行管理スケジュール】

2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	概ね5年ごとに調査・分析・評価し、必要に応じて修正	2036年度（令和18年度）
○都市機能誘導区域・誘導施設の設定、公表	○居住誘導区域、数値目標の設定、公表		目標年度

(2) 中間評価

①施策の実施状況の確認

現行計画では集約型都市構造の実現化に向け、以下の分類に基づく施策を位置づけており、その実施状況を把握し、分析・評価を行います。

- ・都市機能誘導区域における誘導施策
- ・居住誘導区域における誘導施策
- ・公共交通ネットワークの充実
- ・産業施策との連携

②数値目標の確認

現行計画では計画の達成度を客観的に評価することを目的とし、以下の項目について、2036年（令和18年）を目標年度、2026年（令和8年）を中間年度とする数値目標を設定しています。中間評価では、数値目標の達成度を検証、評価し、要因の分析、把握を行います。

- ・人口密度に関する数値目標
- ・公共交通に関する数値目標
- ・若い世代の居住に関する数値目標

③計画修正の検討

上述の中間評価の結果を踏まえ、誘導区域や誘導施設等に関し、計画の修正を検討します。

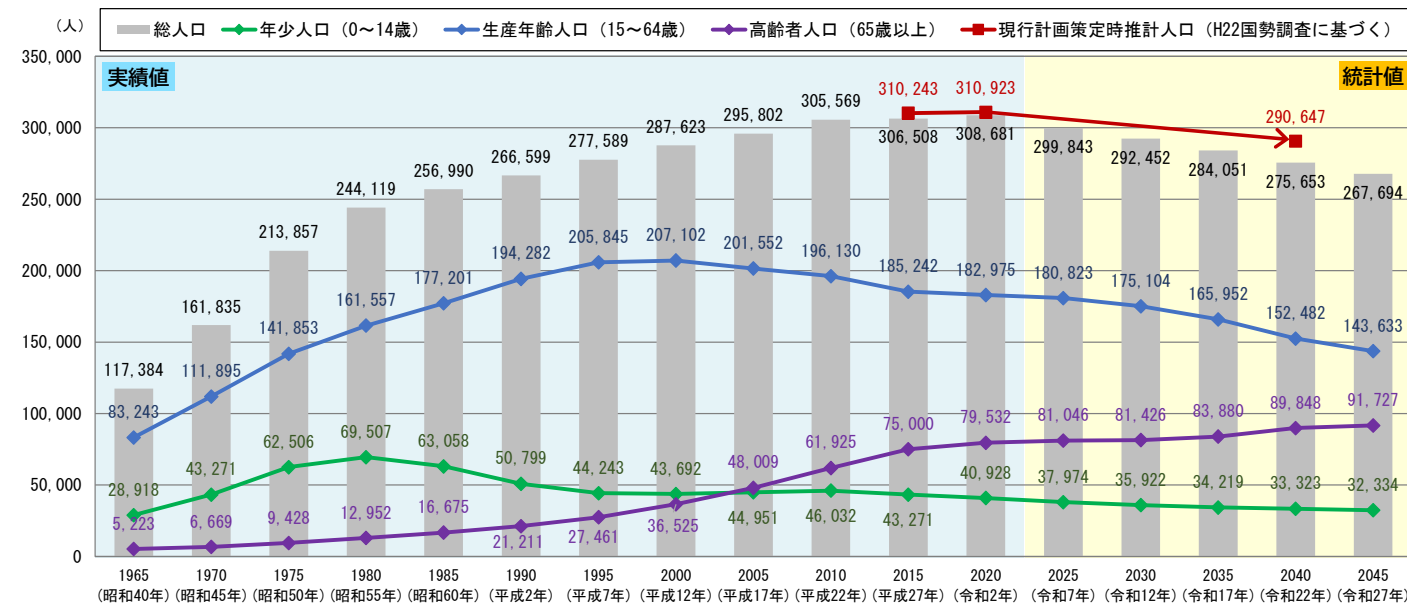
2 現況整理について (1/2)

(1) 人口の推移

春日井市の人口は増加傾向にあります。今後、人口減少が見込まれています。

現行計画においても、2010年（平成22年）国勢調査に基づく将来人口推計より、2020年（令和2年）をピークとした人口減少を見込んでいますが、2020年（令和2年）の実績値は計画策定時の推計を下回っています。また、2015年（平成27年）国勢調査に基づく将来人口推計では、2020年（令和2年）以降について、計画策定時の推計よりも大きな減少が見込まれています。

【図 春日井市の人口の推移】

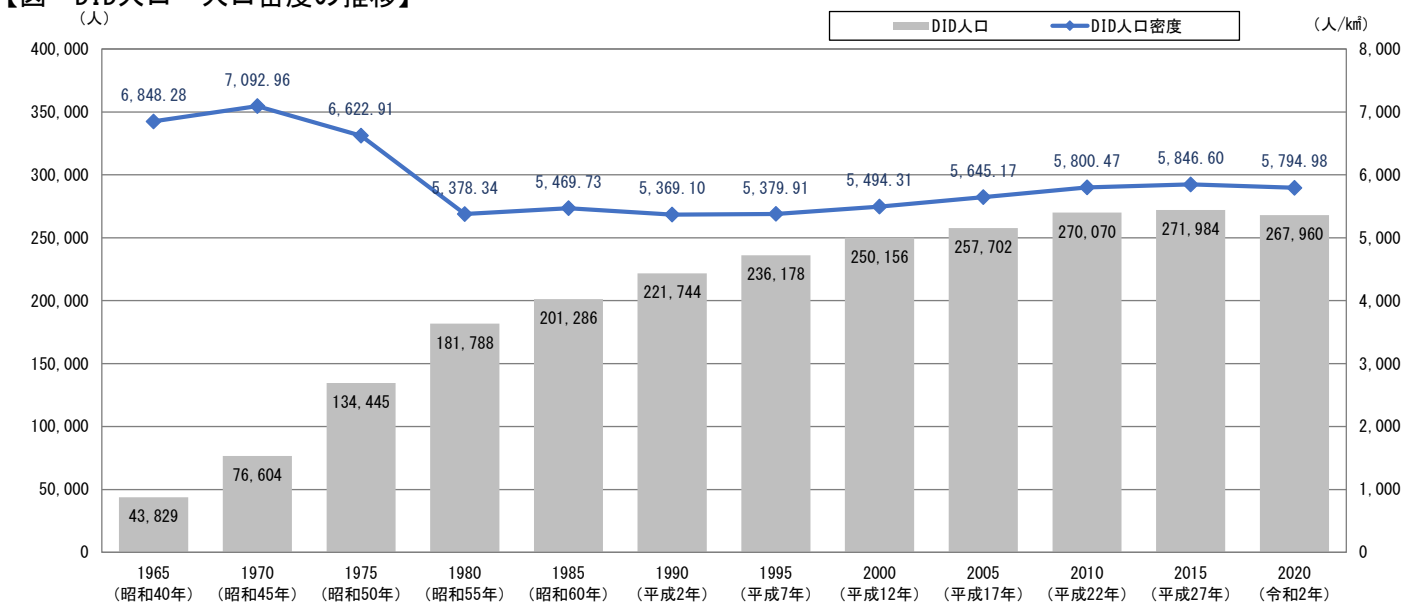


資料：2020年（令和2年）国勢調査、社人研 将来人口推計（2015年（平成27年）国勢調査に基づく）

(2) DID人口・人口密度の推移

DID人口、DID人口密度ともに増加傾向にありましたが、2020年（令和2年）国勢調査では減少しています。

【図 DID人口・人口密度の推移】

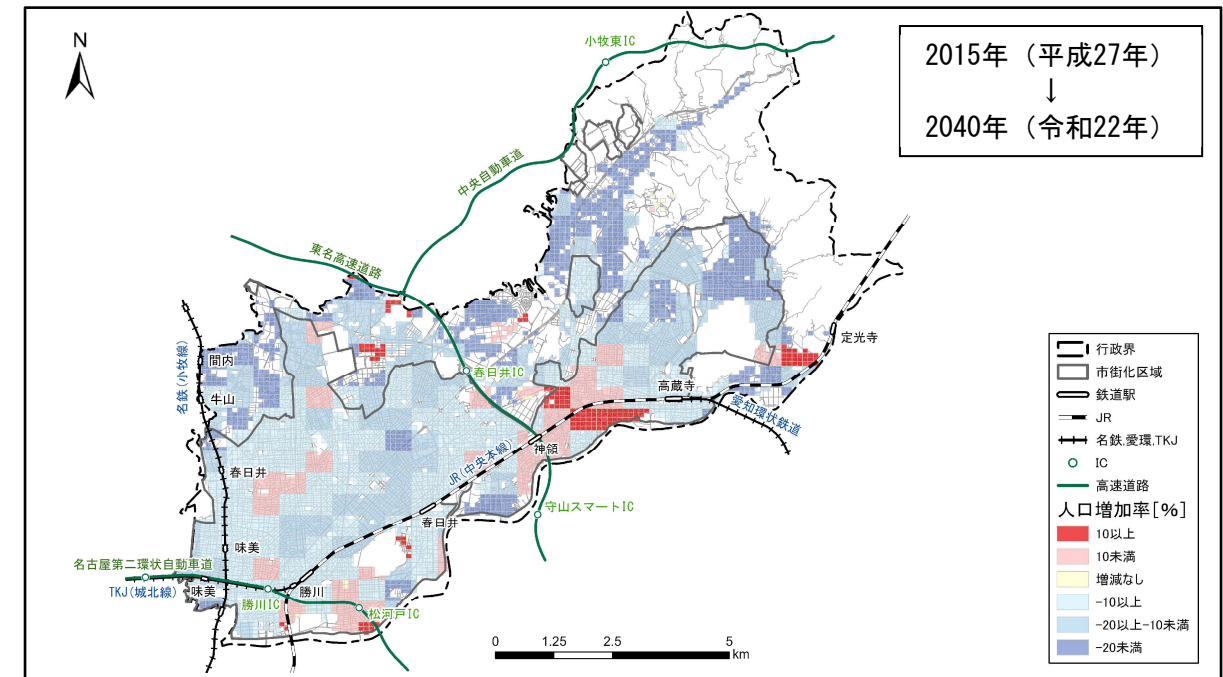


資料：2020年（令和2年）国勢調査、国土数値情報

(3) 将来人口の推計（増減率）

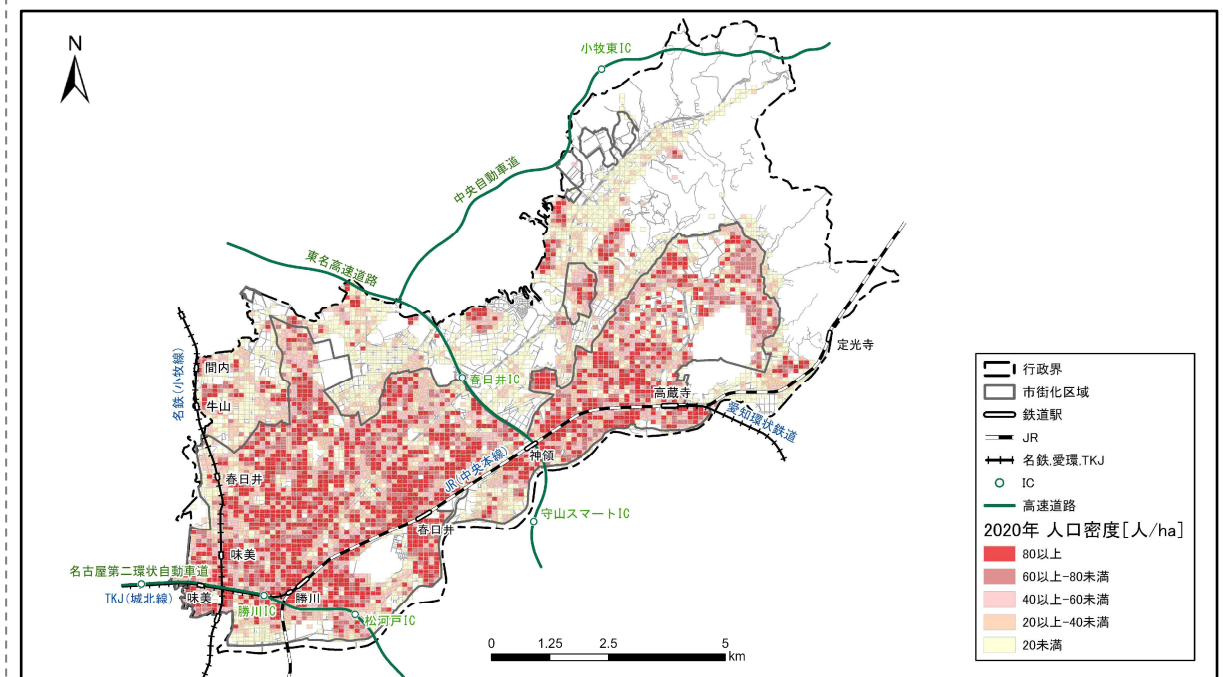
2015年（平成27年）国勢調査に基づく将来推計人口の分布では、市内全域で概ね人口の減少が想定されており、一部、玉野台3丁目や神領駅周辺、松河戸町等の地域で人口の増加が想定されています。

【図 将来人口の推計（増減率）】



資料：社人研 将来推計人口（2015年（平成27年）国勢調査に基づく）

【図 2020年人口】



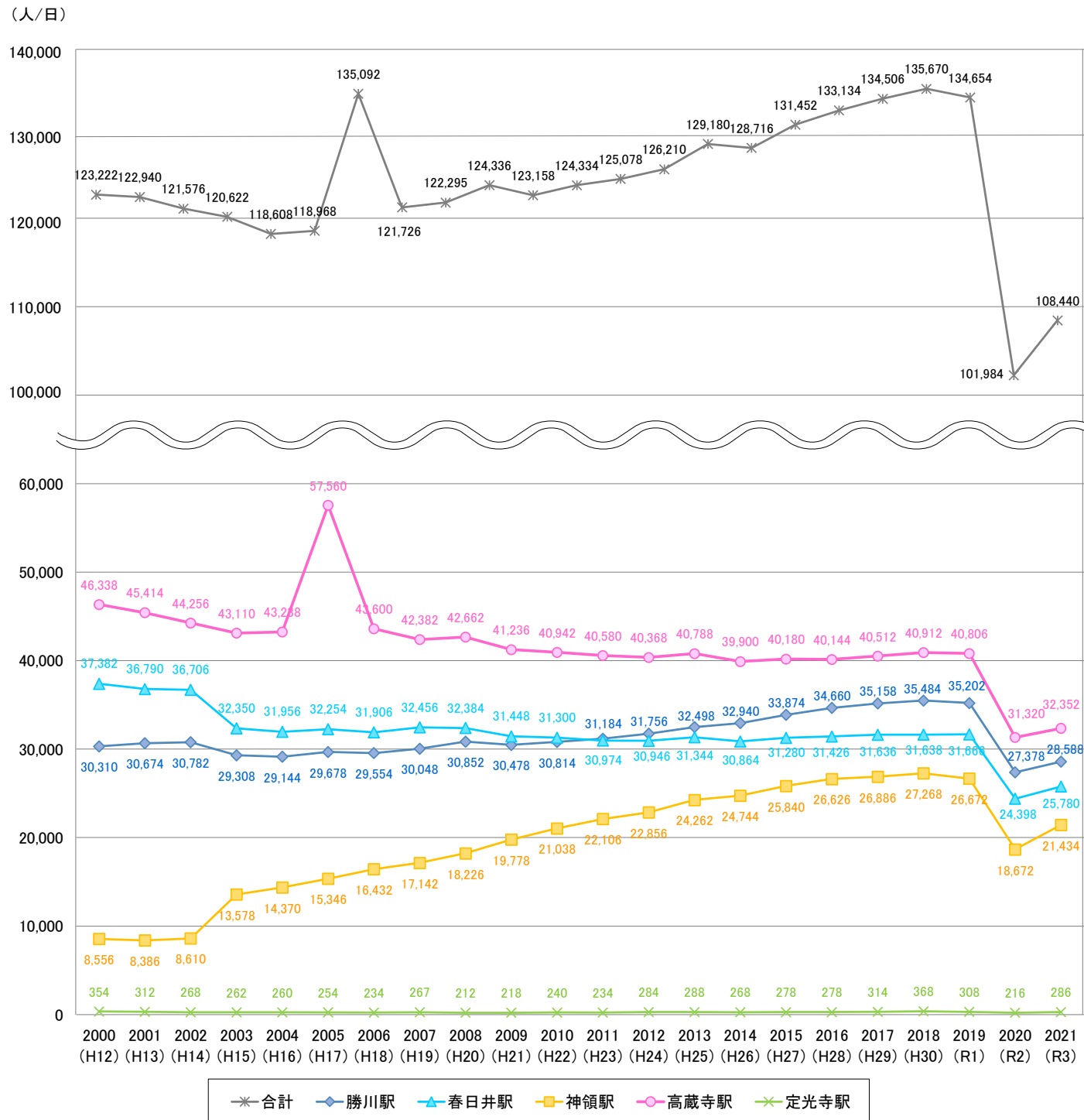
資料：2020年（令和2年）国勢調査、2020年（令和2年）住民基本台帳

2 現況整理について (2/2)

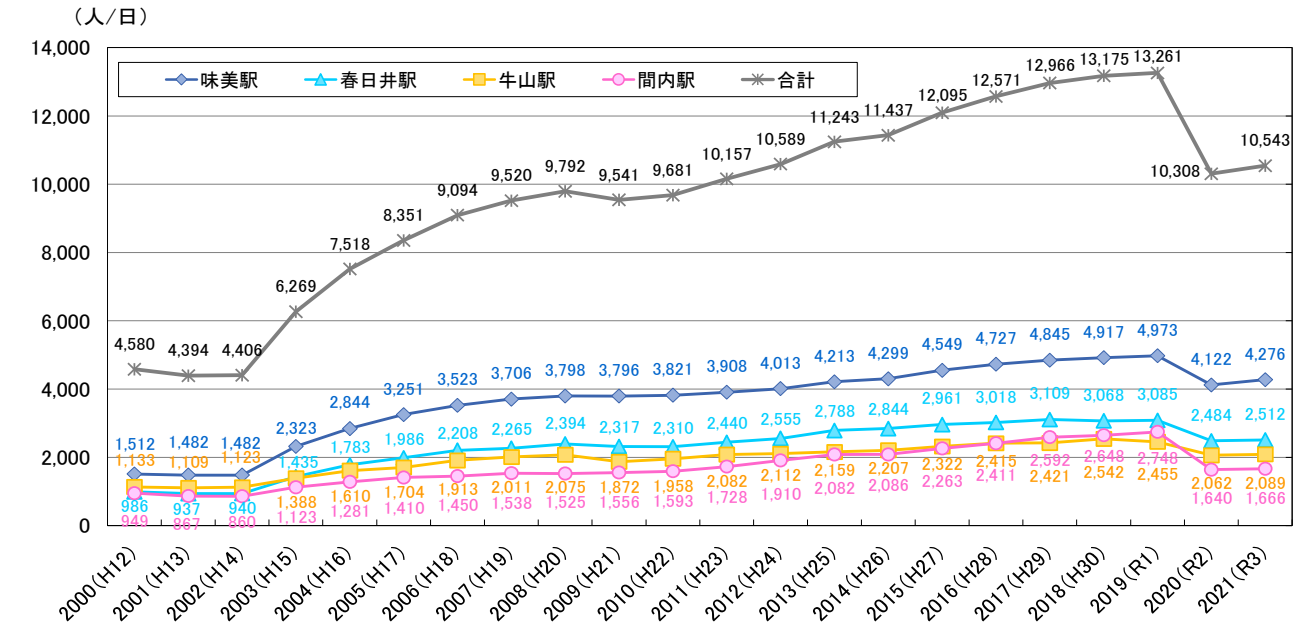
(4) 鉄道駅の利用者数の推移

鉄道駅の利用者数は各鉄道路線で概ね増加傾向となっていました。コロナ禍の影響により、2020年（令和2年）以降、大きく利用者数が減少しています。

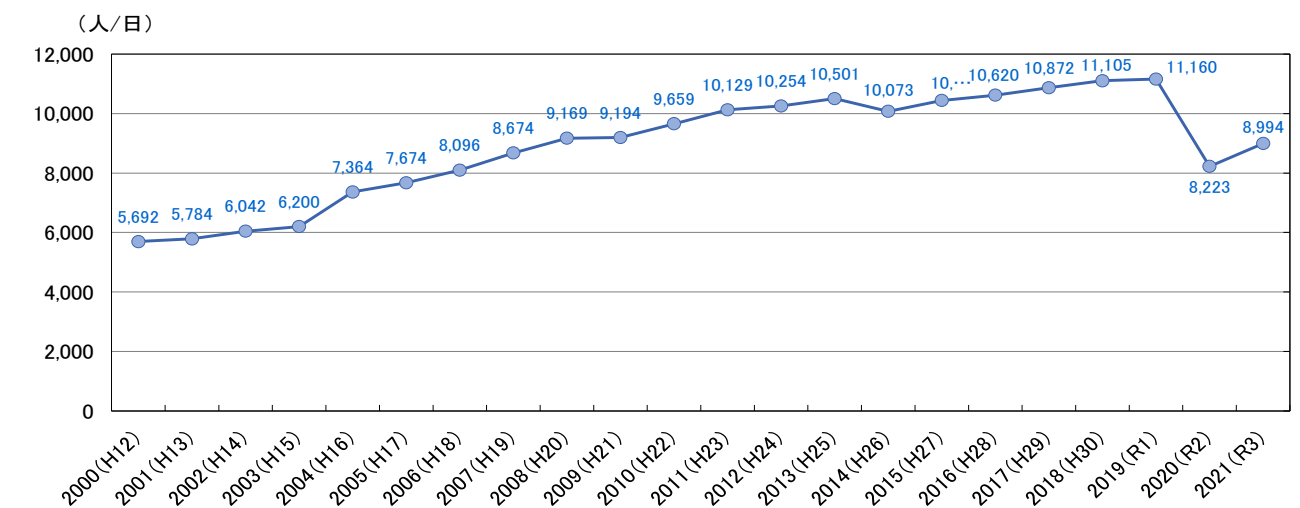
【図 J R中央本線の鉄道駅の利用者数（1日あたり乗降車人数）】



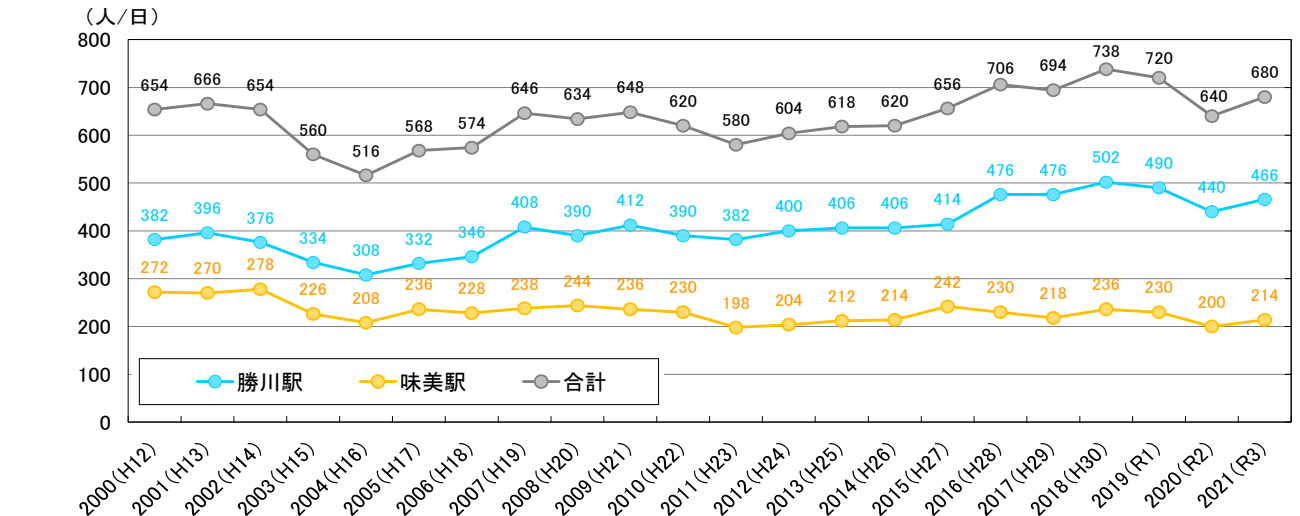
【図 名鉄小牧線の鉄道駅の利用者数（1日あたり乗降車人数）】



【図 愛知環状鉄道線の鉄道駅の利用者数（1日あたり乗降車人数）】



【図 T K J 城北線の鉄道駅の利用者数（1日あたり乗降車人数）】



※ 乗車人数を2倍して算出しています。

※ 2005年度における高蔵寺駅の利用者数の増加は、接続する愛知環状鉄道が愛知万博会場への交通手段として利用された影響によるものです。

資料：春日井市統計書

3 現行計画で位置付けている誘導施策の実施状況の確認

現行計画に位置づけている誘導施策それぞれについて、これまでに実施している主な事業を以下に整理します。

【表 誘導施策の実施状況】

施策		実施している主な事業	実施状況	
都市機能誘導区域 における誘導施策	○計画的な誘導施設の 整備、民間開発等によ る誘導施設の立地支援	（鳥居松・JR春日井駅周辺都市機能誘導区域） 「JR春日井駅周辺地区市街地総合再生計画」に伴い、JR春日井駅南東地区市街地再開発事業等 により誘導施設の立地誘導を図る。	済	
		（高蔵寺駅周辺、高蔵寺ニュータウン都市機能誘導区域） 「高蔵寺リ・ニュータウン計画」の推進に向けた都市再生整備計画に基づく事業等により誘導 施設の立地誘導を図る。	済	
		（神領駅周辺、名鉄春日井駅周辺都市機能誘導区域） 春日井熊野桜佐土地区画整理事業、春日井駅西部第一土地区画整理事業、春日井西部第二土 地区画整理事業等により誘導施設の立地誘導を図る。	中	
	・市独自の補助制度について検討する。	—		
	○公的不動産の 有効活用	・既存の公共施設の複合化により都市機能の立地誘導を図る。 ・公共施設の集約、再配置などで生まれた余剰地を積極的に活 用する。	— 旧藤山台東小学校施設の利活用（グルッポふじとう（高蔵寺まなびと交流センター）） 旧西藤山台小学校施設の利活用	済 中
○都市計画制度の運用	・今後の土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて用途地域等 について検討する。	春日井西部第二土地区画整理事業区域での用途地域の変更（令和元年5月22日）	済	
居住誘導区域 における誘導施策	○計画的な生活基盤の 整備	市街地開発事業（春日井熊野桜佐土地区画整理事業、春日井西部第一土地区画整理事業、春日 井西部第二土地区画整理事業、JR春日井駅南東地区市街地再開発事業等）の促進	中	
		公共下水道事業の促進	中	
	○空き家等の流通促進	・国の公金を活用し、居住誘導区域内における良好な住環境の 整備や駅周辺の高度利用化、民間活力を活かしたまちづくり 等による整備支援を行う。	「高蔵寺リ・ニュータウン計画」の推進に向けた都市再生整備計画に基づく事業や住宅市街地 総合整備事業、市街地開発事業等による整備の促進	中
		・専門機関と連携して、活用されていない空き家等の流通促進 や、空き家等の課題解決に取り組む。	空き家地域貢献活用事業補助金の実施 空き家と住まいの無料相談会の実施 空き家付き土地の購入等補助金の実施	中
○公的不動産の 有効活用	・既存の公共用地や公共施設の集約、再配置等で生まれた養生 地を積極的に活用する。	旧藤山台東小学校施設の利活用（グルッポふじとう（高蔵寺まなびと交流センター）） 旧西藤山台小学校施設の利活用	済 中	
公共交通 ネットワークの 充実	・国の交付金を活用し、鉄道駅等の交通結節点における移動円滑化のための整備を行う。	「JR春日井駅周辺地区市街地総合再生計画」に基づくJR春日井駅駅前広場等の整備	中	
		「高蔵寺リ・ニュータウン計画」の推進に向けた都市再生整備計画に基づく事業等による高蔵 寺駅周辺及び高蔵寺ニュータウン地区	中	
		「高蔵寺スマートシティ実行計画」に基づくニュータウン版MaaSの構築	中	
		AIオンデマンド交通などの、多様な交通手段の導入	中	
		名鉄春日井駅における駅機能の改善、自由通路の整備及び土地区画整理事業による駅前広場な どの整備	中	
		名鉄味美駅における駅機能や駅前広場などの改善	済	
		春日井市自転車活用推進計画に掲げる自転車通行空間の整備や駐輪場の確保施策	中	
産業施策との連携	—			

黒字：現行計画において具体的な事業として位置づけていた事業 赤字：現行計画策定後に計画・実施した事業

4 誘導施設の誘導状況

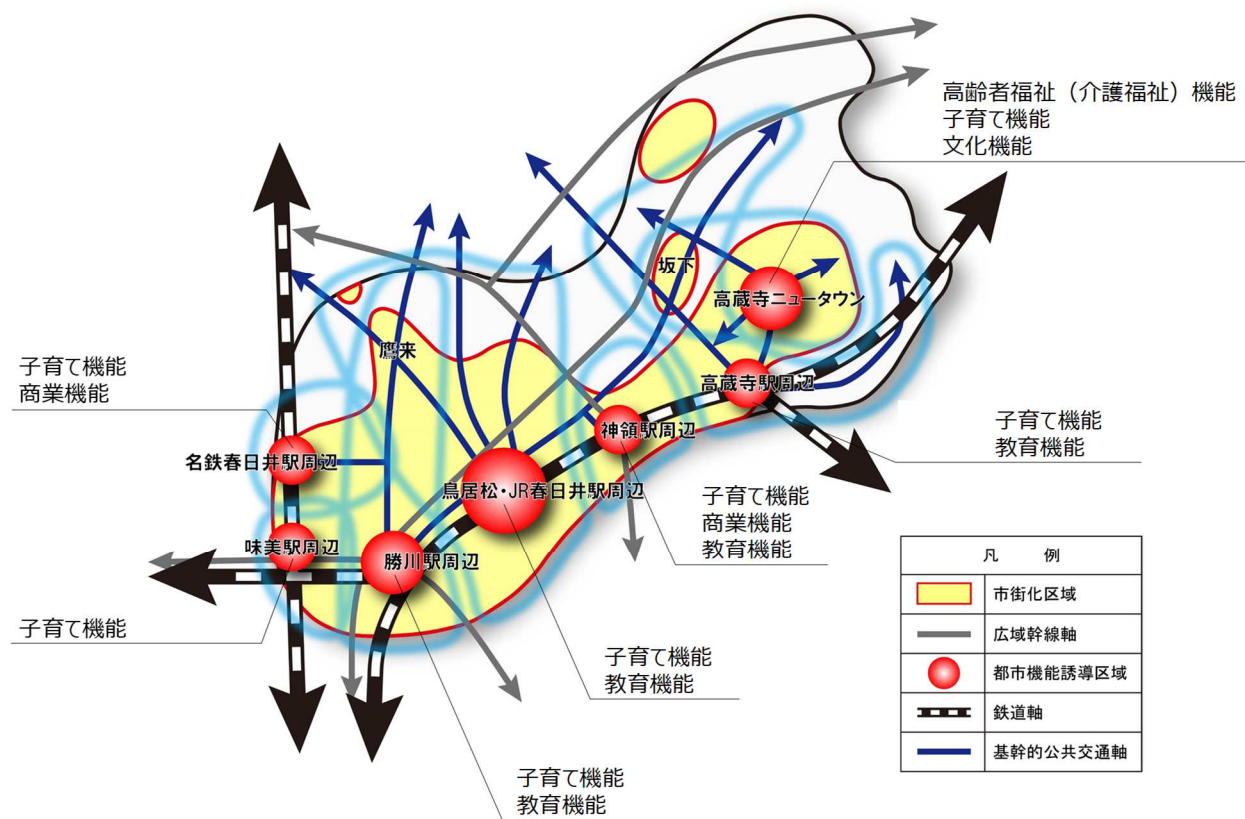
現行計画では都市機能誘導区域ごとに誘導施設が設定されています。

誘導施設の誘導状況では、誘導が図られている施設も見られるものの、現行計画策定時には立地していなかった都市機能の誘導は限定的な状況となっています。

【表 現行計画において設定した誘導施設】

誘導する機能	具体的な施設	定義	誘導する区域
高齢者福祉(介護福祉)機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	高蔵寺ニュータウン
子育て機能	子育て支援事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所	全ての都市機能誘導区域
	一時預かり事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う事業所	
商業機能	食品スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,500㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設等含む)で、生鮮食料品を取扱うもの	神領駅周辺 名鉄春日井駅周辺
教育機能	大学	学校教育法第1条に規定する大学	鳥居松・JR春日井駅周辺 勝川駅周辺 神領駅周辺 高蔵寺駅周辺
	専門学校	学校教育法第124条に規定する専修学校	
文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	高蔵寺ニュータウン

【図 都市機能誘導区域ごとの誘導施設】



【表 都市機能誘導区域別の誘導施設の誘導状況】

都市機能誘導区域	具体的な施設	誘導状況	
		現行計画策定時	現況
鳥居松・JR春日井駅周辺	子育て支援事業を行う施設	・交通児童遊園 ・児童センター	・交通児童遊園(建替え中) ・児童センター
	一時預かり事業を行う施設	—	・JR春日井駅南口一時保育室
	大学	—	—
	専門学校	—	—
勝川駅周辺	子育て支援事業を行う施設	・子育て子育て総合支援館	・子育て子育て総合支援館
	一時預かり事業を行う施設	・子育て子育て総合支援館	・子育て子育て総合支援館
	大学	—	—
	専門学校	—	—
神領駅周辺	子育て支援事業を行う施設	—	—
	一時預かり事業を行う施設	—	—
	食品スーパー	—	—
	大学	—	—
高蔵寺駅周辺	子育て支援事業を行う施設	—	—
	一時預かり事業を行う施設	・高座保育園	・高座保育園
	大学	—	—
	専門学校	—	—
味美駅周辺	子育て支援事業を行う施設	—	—
	一時預かり事業を行う施設	・白山保育園	・白山保育園
名鉄春日井駅周辺	子育て支援事業を行う施設	—	—
	一時預かり事業を行う施設	—	—
	食品スーパー	—	—
高蔵寺ニュータウン	地域包括支援センター	—	・地域包括支援センター藤山台・岩成台
	子育て支援事業を行う施設	・東部子育てセンター	・グルッポふじとう ・東部子育てセンター
	一時預かり事業を行う施設	・東部子育てセンター	・東部子育てセンター
	図書館	・東部市民センター	・グルッポふじとう図書館

※現行計画策定時の子育て支援事業を行う施設及び一時預かり事業を行う施設の立地状況については、現在市HPより公表されている地域子育て支援拠点及び一時保育・一時預かり事業を行う施設を基に判断

(参考1) 都市機能誘導区域内の都市機能の立地状況

【表 都市機能の立地状況（括弧内は現行計画策定時）】

都市機能	単位	鳥居松・JR春日井駅周辺	勝川駅周辺	神領駅周辺	高蔵寺駅周辺	味美駅周辺	名鉄春日井駅周辺	高蔵寺ニュータウン
①行政機能								
市役所、出張所等(窓口)	箇所	1(1)	0(1)	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
②高齢者福祉施設(介護福祉)機能								
高齢者福祉施設(通所系)	箇所	5(6)	3(2)	1(2)	3(3)	3(1)	3(4)	1(1)
地域包括支援センター	箇所	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
③子育て機能								
保育所	園	7(7)	8(2)	2(0)	4(2)	1(1)	0(0)	1(0)
子育て支援施設	箇所	3(2)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
④商業機能								
スーパー(1,500㎡以上)	箇所	1(1)	1(2)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)
スーパー(500㎡以上1,500㎡未満)	箇所	4(5)	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
⑤医療機能								
病院(内科、外科)	箇所	0(0)	1(2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
診療所(内科、外科)	箇所	7(7)	14(14)	6(6)	4(5)	1(1)	2(2)	2(2)
その他の医療施設	箇所	10(13)	11(11)	1(3)	1(2)	1(1)	0(0)	3(5)
⑥金融機能								
銀行	箇所	6(6)	5(5)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)
郵便局	箇所	3(3)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)
信用金庫・信用組合・労働金庫	箇所	5(5)	1(1)	1(1)	2(2)	1(1)	0(0)	0(0)
農業協同組合	箇所	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
⑦教育機能								
小学校	校	2(2)	2(2)	0(0)	0(0)	1(1)	2(2)	0(0)
中学校	校	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)
大学・専門学校	校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
⑧文化機能								
集会施設	箇所	3(3)	3(3)	1(1)	2(2)	1(1)	1(1)	4(3)
図書館	箇所	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
図書室	箇所	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	0(1)
参考 公共交通								
中心駅の乗降(1日あたり乗降数) ※2021年(令和3年)利用者数	人	25,781 (31,344)	28,588 (32,498)	21,434 (24,262)	31,320 (40,788)	4,276 (4,213)	2,512 (2,788)	- (-)
バス停(基幹的なバス路線)	箇所	11(11)	5(7)	1(1)	5(4)	1(1)	0(0)	1(1)
バス停(基幹的なバス路線以外)	箇所	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
バス停(合計)	箇所	11(11)	5(7)	1(1)	5(4)	1(1)	0(0)	1(1)

：増加 ：減少

5 目標値の中間評価 (1/2)

(1) 数値目標の中間評価

以下に各数値目標の中間評価を整理します。

① 居住誘導区域の人口密度、公共交通の利便性を維持

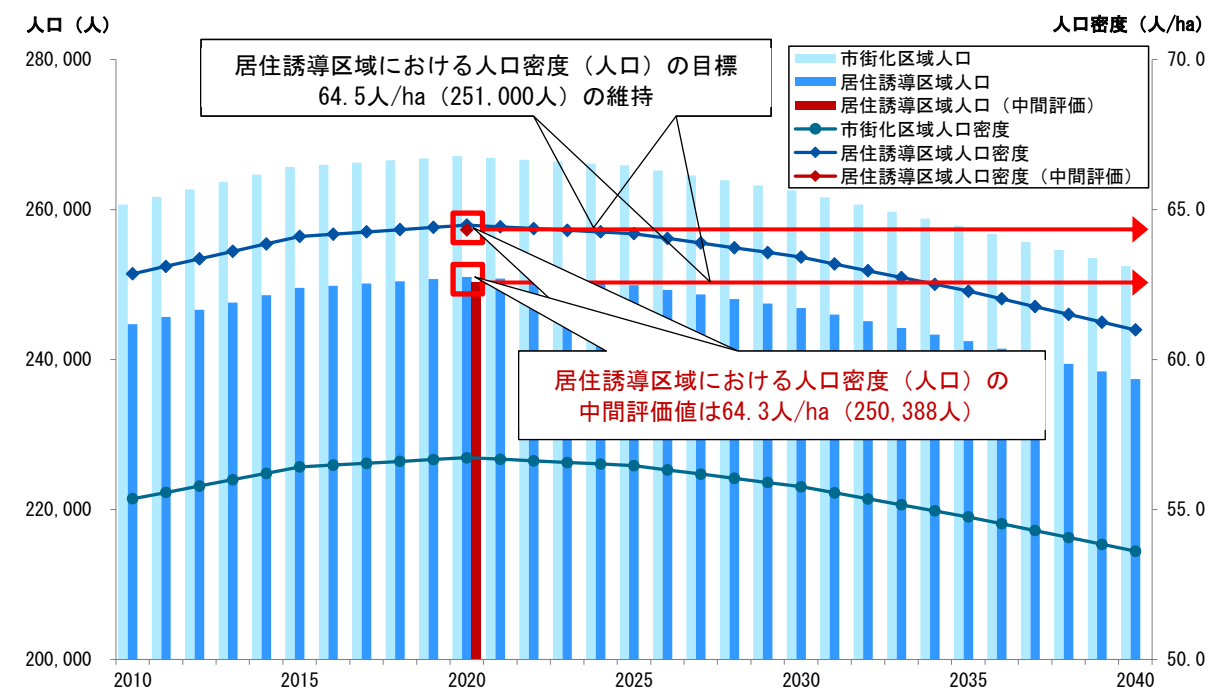
居住誘導区域の人口密度に関する中間評価は以下のとおりです。

- ・居住誘導区域の人口密度及び人口は、中間目標値をわずかに下回る状況となっており、現行計画策定時より達成状況が進展していることから、中間目標値の達成に向け、更なる取り組みの推進が求められる
- ・2010年（平成22年）から2020年（令和2年）において、市内人口は3,112人の増加（H22:305,569人→R2:308,681人）であるのに対し、居住誘導区域では5,697人の増加となっており、誘導施策等により居住の誘導が図られていると考えられる
- ・今後、人口減少が想定されることから、居住誘導区域においても人口密度や人口が減少する恐れがあるため、居住の誘導に向けた一層の取り組みが求められる

【表 居住誘導区域の人口密度に関する中間評価】

	現行計画策定時 2010年 (平成22年)	現況値 2020年 (令和2年)	中間目標値 2026年 (令和8年)	目標値 2036年 (令和18年)
居住誘導区域 人口密度 (人/ha)	62.9	64.3	64.5	64.5
居住誘導区域 人口 (人)	244,691	250,388	251,000	251,000

【図 居住誘導区域の人口密度に関する中間評価】



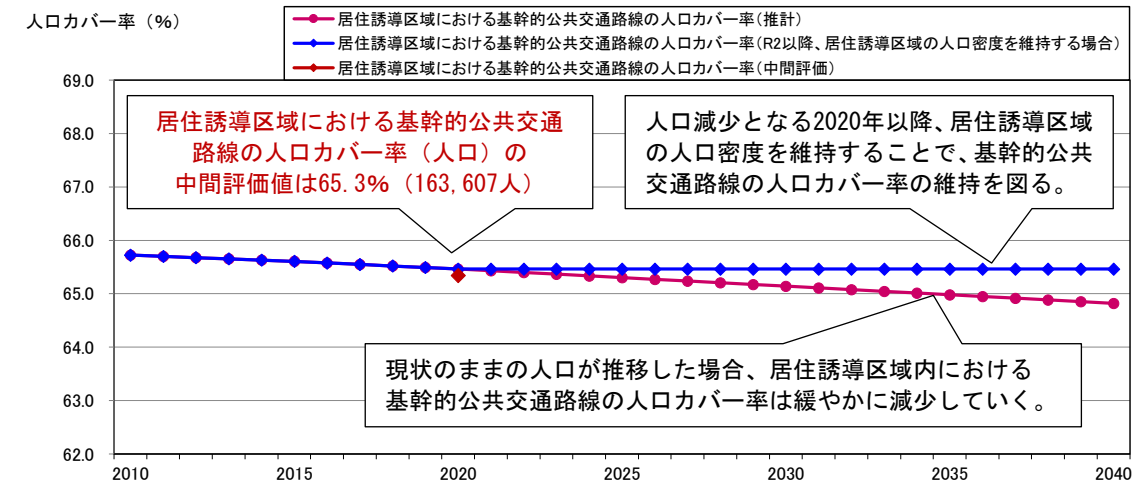
居住誘導区域における基幹的公共交通路線の人口カバー率に関する中間評価は以下のとおりです。

- ・居住誘導区域における基幹的公共交通路線の人口カバー率及びカバー人口は、中間目標値をわずかに下回る状況だが、人口カバー率については、現行計画策定時の想定よりもやや大きく減少しており、改善が求められる
- ・カバー人口の達成状況は良好な状況であり、中間目標値の達成に向けて現在の誘導状況の維持が求められる
- ・人口カバー率は居住誘導区域人口に対するカバー人口となっており、カバー人口が増加、人口カバー率が減少していることから、基幹的公共交通路線のカバー圏内外の人口増加率において、カバー圏外の方が大きいと考えられる
- ・基幹的公共交通路線のカバー圏域への居住の誘導に向けた施策の推進が求められる

【表 公共交通に関する中間評価】

	現行計画策定時 2010年 (平成22年)	現況値 2020年 (令和2年)	中間目標値 2026年 (令和8年)	目標値 2036年 (令和18年)
居住誘導区域における 基幹的公共交通路線の 人口カバー率（%）	65.7	65.3	65.5以上	65.5以上
居住誘導区域における 基幹的公共交通路線の カバー人口（人）	160,821	163,607	164,300以上	164,300以上

【図 公共交通に関する中間評価】



- ※ 基幹的公共交通路線は、『都市構造の評価に関するハンドブック／国土交通省都市局都市計画課』を踏まえ、ピーク時片道3本以上、または、片道30本/日以上の鉄道及び路線バスとして定義しています。
- ※ 基幹的公共交通路線の人口カバー率は、居住誘導区域の人口に対する居住誘導区域内の基幹的公共交通路線の人口で算出しています。
- ※ 人口カバー率は、徒歩圏を鉄道駅半径800m、バス停半径300mとして設定しています

5 目標値の中間評価 (2/2)

② 市全体の30～44歳の転出超過を抑制

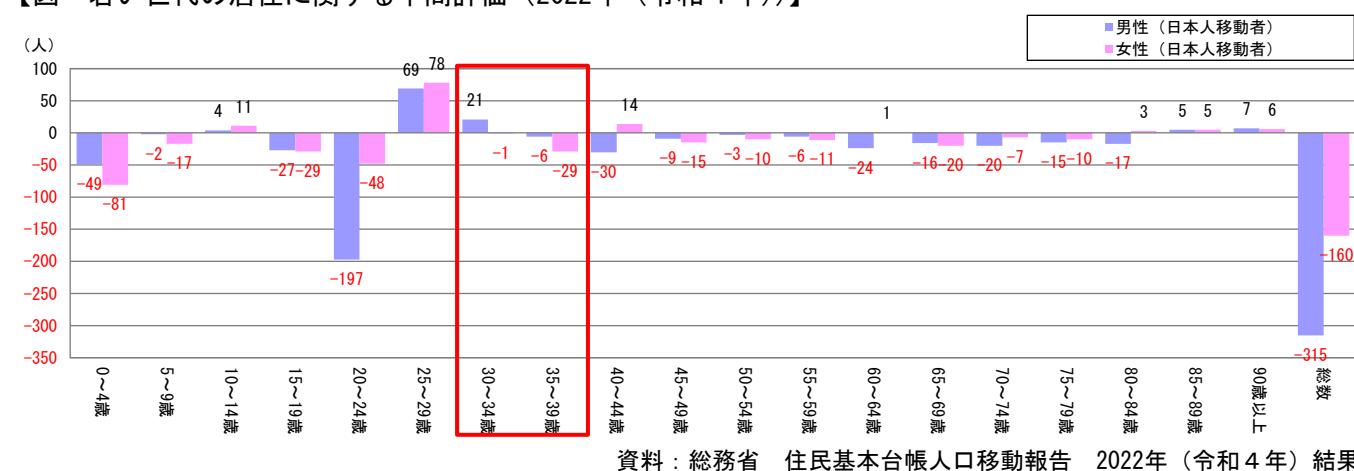
若い世代の居住に関する中間評価は以下のとおりです。

- ・若い世代（30～44歳）の転入・転出超過数は、転入超過には至っていないものの、現行計画策定時より大幅に改善しており、達成状況が進展していることから、中間目標値の達成に向け、更なる取り組みの推進が求められる
- ・30～44歳に関しては大きく改善している傾向がみられるが、全体としては現行計画策定時が転入超過であったのに対し、475人の転出超過となっている
- ・特に20～24歳の就職のタイミングと考えられる年代での転出が顕著となっており、転出抑制に向けた対策の検討が求められる

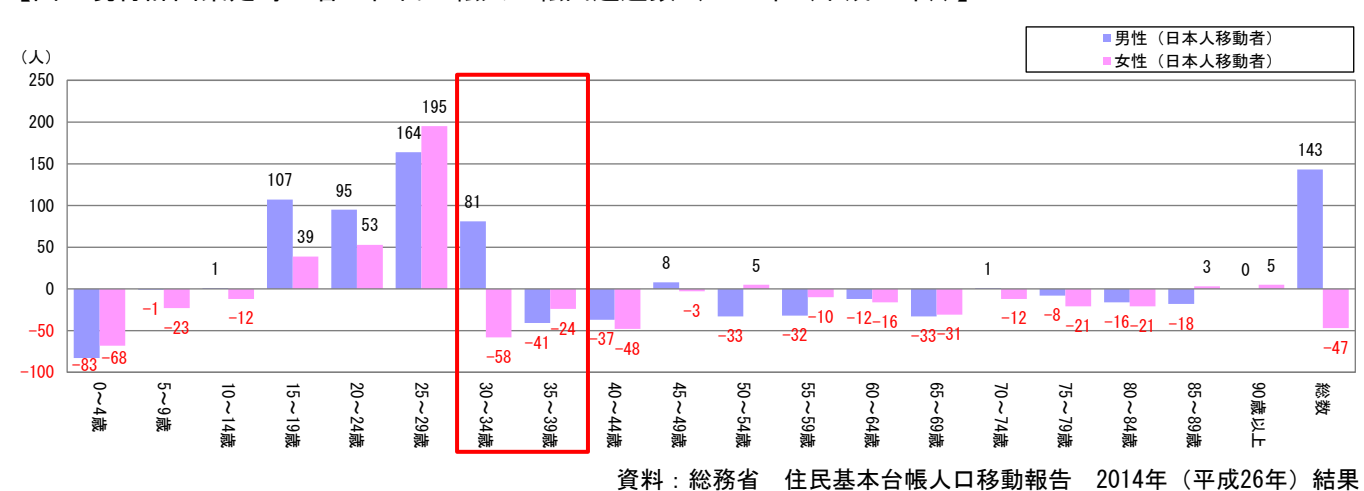
【表 若い世代の居住に関する中間評価】

	現行計画策定時 2014年 (平成26年)	現況値 2022年 (令和4年)	中間目標値 2026年 (令和8年)	目標値 2036年 (令和18年)
若い世代(30～44歳)の 転入・転出超過数(人)	-127	-31	プラス(転入超過) を維持	プラス(転入超過) を維持

【図 若い世代の居住に関する中間評価 (2022年(令和4年))】



【図 現行計画策定時の若い世代の転入・転出超過数 (2014年(平成26年))】



6 中間評価のまとめ

(1) 中間評価を踏まえた本市の状況

- ・これまで人口は増加傾向にあったが、今後は減少が見込まれており、DID人口密度は2020年(令和2年)の時点で減少しはじめている
- ・誘導施設について、現行計画策定時に立地していなかった都市機能の誘導はあまり進んでいない
- ・居住誘導区域内の人口等に関する数値目標は2026年(令和8年)の中間目標値を達成していないが、概ね現行計画策定時より改善している傾向にあり、居住誘導区域への誘導は成功していると考えられる
- ・一方で、基幹的公共交通路線の人口カバー率やカバー人口より、居住誘導区域内であっても公共交通の利便性の高い地域に居住が誘導されている可能性や公共交通の利便性が高い地域が減少している可能性が想定される
- ・若い世代(30～44歳)の居住に関しては現行計画策定時より改善しているものの、全体では転出超過となっており、特に20～24歳の就職のタイミングと考えられる年代での転出が顕著となっている

(2) 本市の状況を踏まえた課題

本市では今後、人口減少が想定されており、居住誘導区域内においても人口減少に伴う居住の低密度化が懸念されます。集約型の都市構造の構築に向け、居住誘導区域への居住を誘導するための施策の強化・推進が求められます。また、現行計画策定時の本市は転入超過だったものの、2022年(令和4年)時点では転出超過となっている状況へ対応するため、特に20～24歳の転出抑制に向けた施策の追加検討が必要と考えられます。

7 改定に向けた方針

(1) 改定に向けた方針について

中間評価を踏まえ、いくつかの課題が考えられるものの、概ね2026年(令和8年)の中間目標値の達成に向け、前進していることから、現行計画の誘導区域や誘導施設、誘導施策を維持していく方針とします。

また、上述の課題については、現行計画の誘導施策を維持しつつ、強化・推進等を検討します。

なお、防災に関しては、防災指針を踏まえ別途反映する方針とします。

(参考2) 都市構造の評価 (1/2)

春日井市と他都市の都市構造の評価は以下のとおりです。

(1) 比較対象都市について

愛知県の都市のうち、DID人口密度や人口構成、市街化区域面積を踏まえ、春日井市と類似した人口や都市構造となっていると考えられる都市を抽出します。

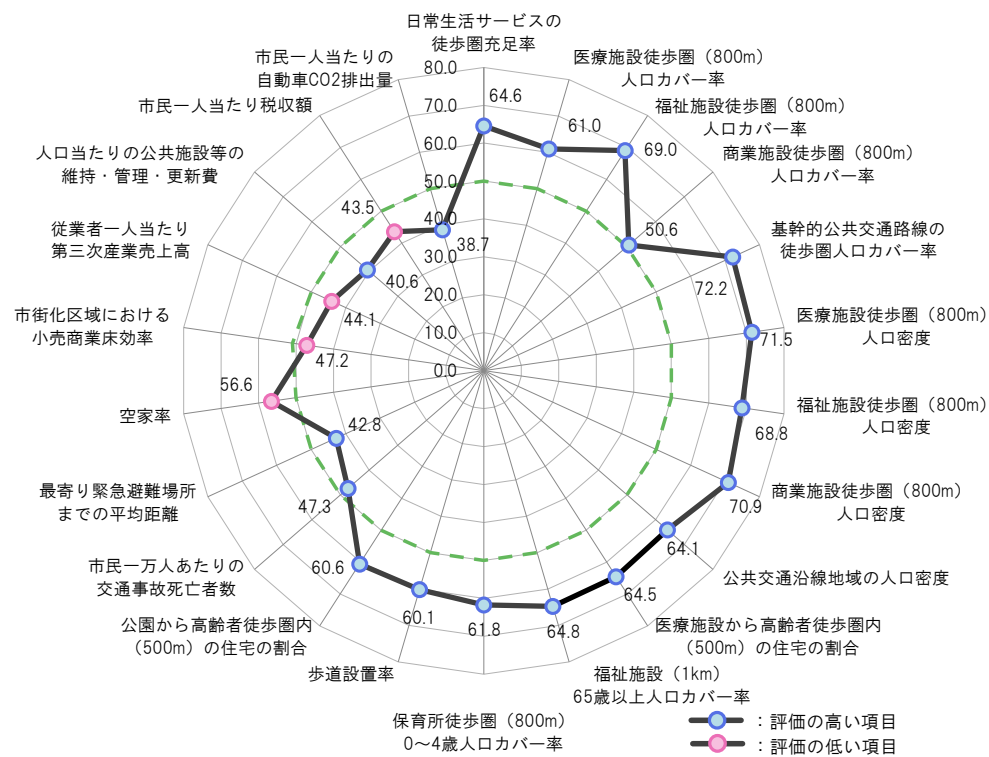
【表 比較対象都市の一覧】

対象都市	R2人口	R2DID 人口密度	R2人口割合			市街化 区域 面積
			年少 人口	生産年齢 人口	老年 人口	
春日井市	308,681人	57.9 人/ha	13.5%	60.3%	26.2%	4,709ha
豊橋市	371,920人	58.9 人/ha	13.3%	60.5%	26.2%	6,189ha
岡崎市	384,654人	57.2 人/ha	14.3%	62.0%	23.7%	5,919ha
一宮市	380,073人	54.5 人/ha	13.1%	59.4%	27.5%	3,802ha
豊川市	184,661人	49.3 人/ha	13.8%	59.8%	26.4%	3,520ha
豊田市	422,330人	60.8 人/ha	13.6%	63.0%	23.4%	5,287ha
安城市	187,990人	70.6 人/ha	14.9%	63.9%	21.2%	2,158ha
小牧市	148,831人	48.1 人/ha	13.1%	61.8%	25.1%	2,849ha

資料：国勢調査、愛知統計年報（市街化区域面積）

(2) 都市構造の評価結果について

類似都市と比較すると、日常生活サービスの徒歩圏充足率や医療施設徒歩圏人口密度など、生活利便性や健康・福祉の評価が高くなっています。一方で市街地荒廃化の抑制の指標である空家率や地域経済に関する従業者一人当たり第三次産業売上高、行政運営に関する都市経営の効率化等の指標である市民一人当たり税収額等において類似都市よりも評価が低くなっています。



【表 比較対象都市の項目別の評価値】

指標		単位	春日井市	豊橋市	岡崎市	一宮市	豊川市	豊田市	安城市	小牧市	
①生活利便性	◎居住機能の適切な誘導	日常生活サービス徒歩圏	%	50	45	40	37	36	26	40	45
		医療施設徒歩圏(800m)人口カバー率	%	94	85	90	95	86	80	84	93
		福祉施設徒歩圏(800m)人口カバー率	%	98	69	72	86	80	61	76	81
		商業施設徒歩圏(800m)人口カバー率	%	68	72	73	66	68	52	69	74
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	73	58	57	53	51	47	55	60
	◎都市機能の適正配置	医療施設徒歩圏(800m)人口密度	人/ha	45.9	28.7	29.4	35.2	20.9	21.4	27.8	30.0
		福祉施設徒歩圏(800m)人口密度	人/ha	42.3	32.3	32.3	35.9	22.5	25.3	30.0	31.9
		商業施設徒歩圏(800m)人口密度	人/ha	55.4	38.0	43.8	43.3	28.9	32.5	34.8	37.8
	◎公共交通の利用促進	公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	46.0	39.7	33.5	39.9	30.6	19.8	38.7	36.8
	②健康・福祉	◎都市生活の利便性向上	医療施設から高齢者徒歩圏内(500m)の住宅の割合	%	81	62	51	65	52	40	72
福祉施設(1km)65歳以上人口カバー率			%	99	78	77	94	87	69	85	92
保育所徒歩圏(800m)0~4歳人口カバー率			%	97	3	21	88	75	8	72	79
◎歩きやすい環境の形成		歩道設置率	%	80	64	51	71	52	57	74	89
		公園から高齢者徒歩圏内(500m)の住宅の割合	%	83	48	57	41	80	50	79	86
		市民一人あたりの交通事故死者数	人	0.19	0.32	0.15	0.21	0.43	0.38	0.05	0.07
③安全・安心	◎市街地荒廃化の抑制	空家率	%	4.7	4.7	3.6	4.7	5.7	2.7	2.2	3.1
	◎サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円/人	17	18	20	16	14	31	25	23
④地域経済	◎健全な不動産市場の形成	市街化区域における小売商業床効率	万円/m ²	74	85	80	92	75	75	81	56
	◎都市経営の効率化	人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費	千円	307	338	313	299	336	418	351	366
⑤行政運営	◎安定的な税収の確保	市民一人当たり税収額	千円	140	147	153	113	136	239	191	195
	◎エネルギー/低炭素	◎運輸部門の省エネ・低炭素	市民一人当たりの自動車CO2排出量	t-CO2/年	0.71	0.80	0.95	0.82	1.19	1.10	0.68

※表の着色は、指標別に評価値が最も大きい都市を緑色、最も小さい都市を白色とし、色の濃淡で数値の大小を示したものの

(参考2) 都市構造の評価 (2/2)

現行計画策定時と現況における都市構造の評価を比較します。(圏域について、施設から800mを徒歩圏、施設から1kmを日常生活圏として設定)

【表 項目別の現行計画策定時と現況の比較 1/2 (上段：圏域内人口カバー率、下段：圏域内人口密度)】

		現行計画	現況	増減	
高齢者福祉施設	高齢者福祉施設		98.0%		
			42.3人/ha		
	高齢者福祉施設 (日常生活圏域内高齢者)		98.7%		
			10.3人/ha		
高齢者福祉施設 (通所系)		95.5%	95.6%	0.1%	
		40.3人/ha	42.8人/ha	2.5人/ha	
高齢者福祉施設 (入所系)		84.4%	98.0%	13.6%	
		39.6人/ha	42.1人/ha	2.5人/ha	
子育て施設	保育所等	0~5歳 90.6%	0~4歳 97.2%		
			0~4歳 1.9人/ha		
子育て支援施設		0~5歳 26.9%	0~4歳 32.7%		
			0~4歳 2.4人/ha		
商業施設	商業施設(1,500㎡以上)	62.4%	68.3%	5.9%	
		50.1人/ha	55.4人/ha	5.3人/ha	
商業施設(500㎡以上)		80.0%	82.9%	2.9%	
		52.1人/ha	56.7人/ha	4.6人/ha	
医療施設	医療施設(病院及び診療所)	95.5%	94.0%	-1.5%	
		41.7人/ha	45.9人/ha	4.2人/ha	
医療施設 (その他医療施設含む)		95.9%	95.1%	-0.8%	
		41.6人/ha	45.5人/ha	3.9人/ha	
金融施設	金融施設	90.3%	90.9%	0.6%	
		42.7人/ha	46.5人/ha	3.8人/ha	
教育施設	小学校		87.8%	87.7%	-0.1%
			45.0人/ha	48.1人/ha	3.1人/ha
	中学校		50.1%	48.7%	-1.4%
			46.0人/ha	47.8人/ha	1.8人/ha
高等学校		26.9%	24.8%	-2.1%	
		43.5人/ha	43.0人/ha	-0.5人/ha	
大学、専門学校		8.6%	9.0%	0.4%	
		32.8人/ha	38.1人/ha	5.3人/ha	
集会施設	集会施設	79.0%	79.7%	0.7%	
		43.7人/ha	47.2人/ha	3.5人/ha	

【表 項目別の現行計画策定時と現況の比較 2/2 (上段：圏域内人口カバー率、下段：圏域内人口密度)】

		現行計画	現況	増減
公園・緑地	公園・緑地	99.8%	100.0%	0.2%
			39.6人/ha	
公共交通	基幹的公共交通路線	73.9%	73.1%	-0.8%
		45.6人/ha	51.0人/ha	5.4人/ha
公共交通	公共交通路線	92.9%	93.1%	0.2%
		42.0人/ha	46.0人/ha	4.0人/ha
生活利便性	生活サービス 以下の施設の徒歩圏重複部 ・医療施設(病院及び診療所) ・高齢者福祉施設(通所系) ・商業施設(1,500㎡以上) ・基幹的公共交通路線	44.9%	48.9%	4.0%
	生活サービス 以下の施設の徒歩圏重複部 ・医療施設(病院及び診療所) ・高齢者福祉施設(通所系) ・商業施設(500㎡以上) ・基幹的公共交通路線	54.9人/ha	61.9人/ha	2.0人/ha
生活利便性	生活サービス 以下の施設の徒歩圏重複部 ・医療施設(病院及び診療所) ・高齢者福祉施設(通所系) ・商業施設(500㎡以上) ・基幹的公共交通路線	59.5%	60.2%	0.7%
		57.1人/ha	62.9人/ha	5.8人/ha

■ : 増加 ■ : 減少

防災指針について（概要）

防災指針の概要

(1) 防災指針の作成の背景

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、国においては改正都市再生特別措置法が施行（2020年（令和2年）9月）され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や立地適正化計画の強化（防災を主流化）などが盛り込まれるなど、防災まちづくりに向けた動きが進んでいます。

また、本市においても、春日井市都市計画マスタープランの都市づくりの目標として「目標5 災害に強いまちづくり」を掲げており、自然災害の被害の軽減に向けた都市基盤の整備や災害時の安全の確保に向けた防災機能の向上を目指すことを位置付けています。

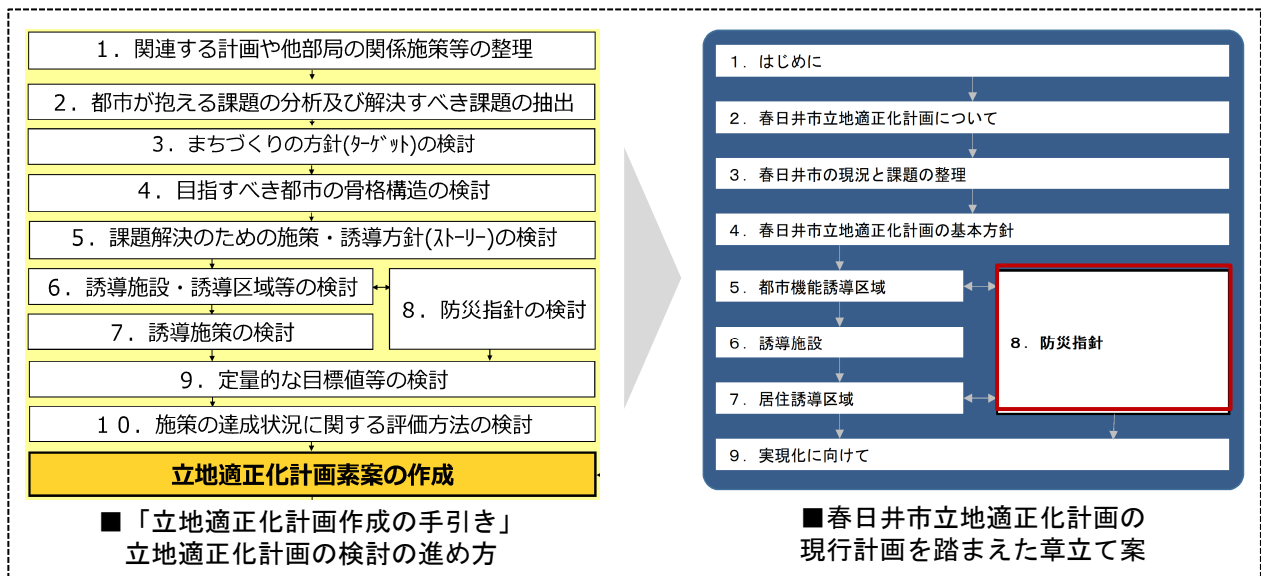
このような背景を踏まえ、春日井市立地適正化計画では、災害リスクを適切に捉え、ハードとソフトの両輪で対策を講じることで、コンパクトで安全な居住地の形成を推進するため、防災指針をとりまとめます。

※水災害とは、水害（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮）及び土砂災害を指す

(2) 防災指針の概要

防災指針は、立地適正化計画で位置付ける誘導区域に居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。防災指針では、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、災害リスクを分析し、本市が抱える防災上の課題を整理します。また、河川改修などのハード対策や早期避難の呼びかけ、災害ハザード情報の提供・共有化などのソフト対策などから災害に強いまちづくりを推進するための分野横断的な取り組みと、各取り組みによる目標値を明示するものです。

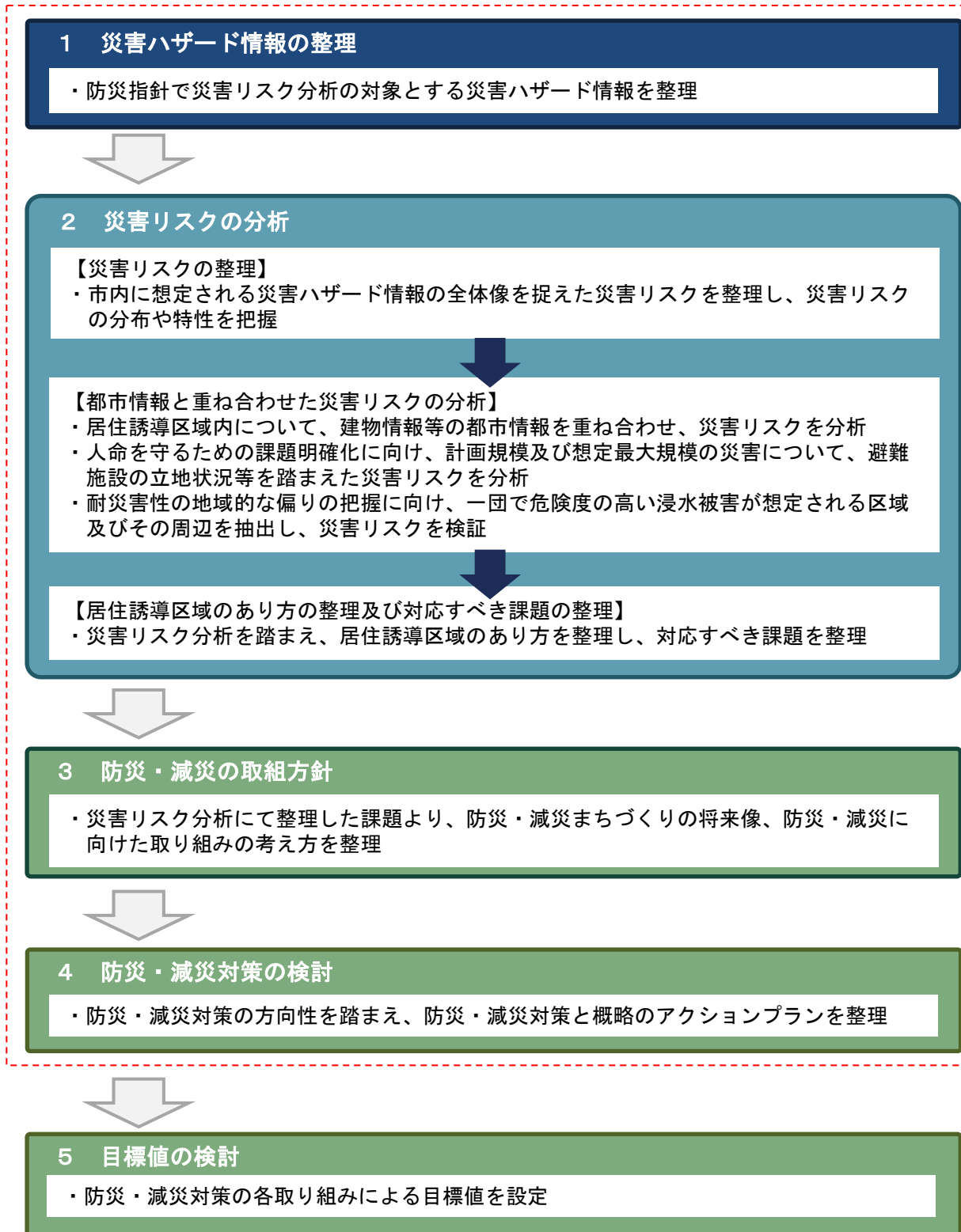
参考：防災指針の概要（改正都市再生特別措置法の施行（令和2年9月）により新たに位置付け）



防災指針の検討の流れ

以下のフローに基づいて防災指針を検討します。

【図 防災指針の検討の流れ】



本日の資料提示範囲

1 災害ハザード情報の整理

(1) 災害リスクの分析の対象とする災害ハザード情報の整理

本市で想定される災害ハザード情報のうち、下表の水災害を分析の対象とします。対象とする災害ハザード情報の概要を以下に整理します。

高潮、津波に関する災害ハザード情報は本市に想定されていないため、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め検討することが困難であるため、災害リスクの分析の対象としません。また、大規模盛土造成地は本市内に指定されているものの、国の大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインに基づく調査の結果、所定の安全性が確認されていることから、分析の対象としません。

【表 災害リスクの分析の対象とする災害ハザード情報】

災害の種類	対象とする災害ハザード情報
①洪水	・浸水深（想定最大規模（L2）、計画規模（L1））
	・浸水継続時間（想定最大規模（L2））
	・家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模（L2））
②雨水出水	・浸水深（想定最大規模（L2））
③土砂災害	・土砂災害特別警戒区域
	・土砂災害警戒区域
	・急傾斜地崩壊危険区域

2 災害リスクの分析

(1) 災害リスクの分析の考え方

防災・減災の対策の検討に向け、災害ハザード情報によって想定されるリスクを分析します。

災害リスクについては、単に被害の大小だけでなく、発生確率も考慮する必要があります。

災害リスクの分析では、市内に想定される災害ハザード情報の全体像を捉えた災害リスクを整理し、災害リスクの分布や特性を把握するとともに、居住誘導区域内における災害リスクが想定される区域について、建物情報等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクが想定される面積、住宅棟数及び人口を算出します。

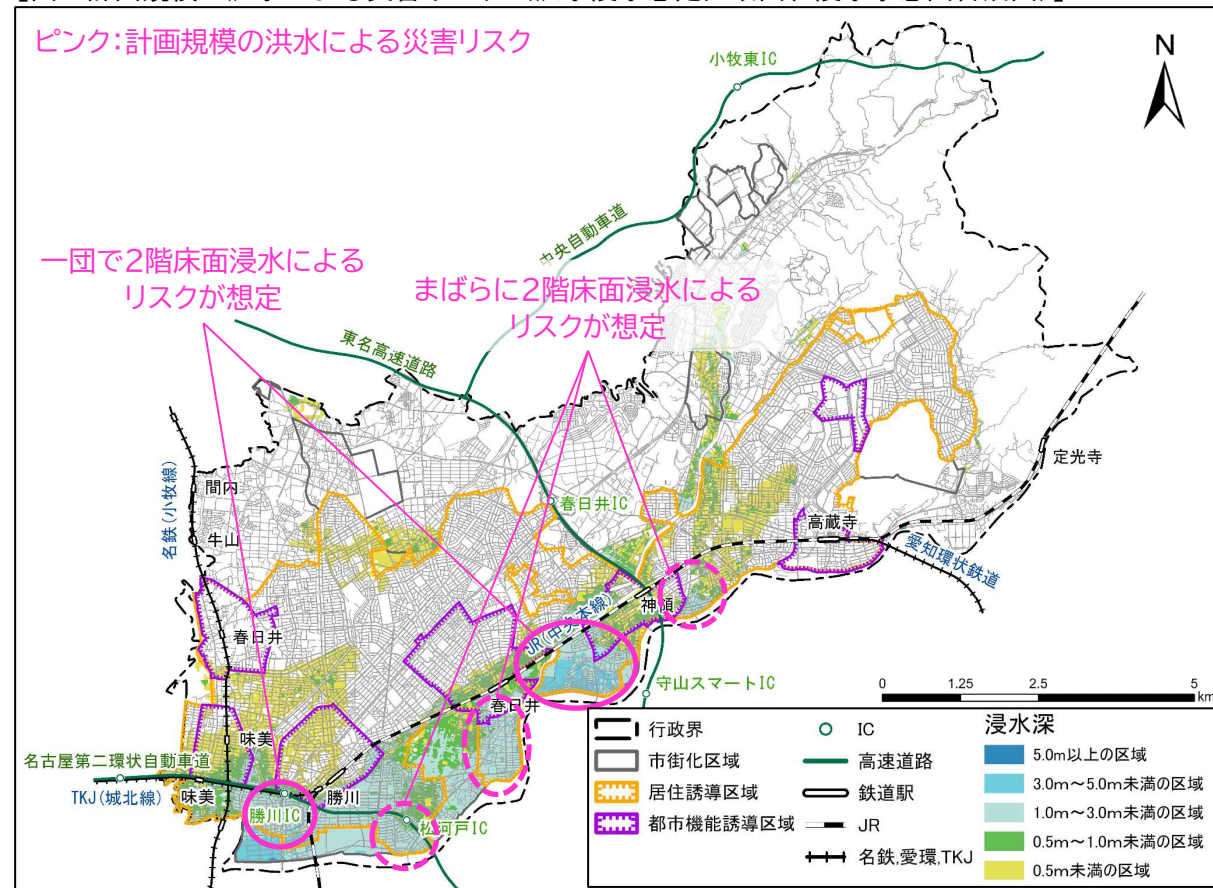
また、人命を守るための課題明確化に向け、計画規模及び想定最大規模の災害について、避難施設の立地状況等を踏まえた災害リスクの分析を行います。

さらに、耐災害性の地域的な偏りの把握に向け、一団で危険度の高い浸水被害が想定される区域及びその周辺を抽出し、災害リスクを検証します。

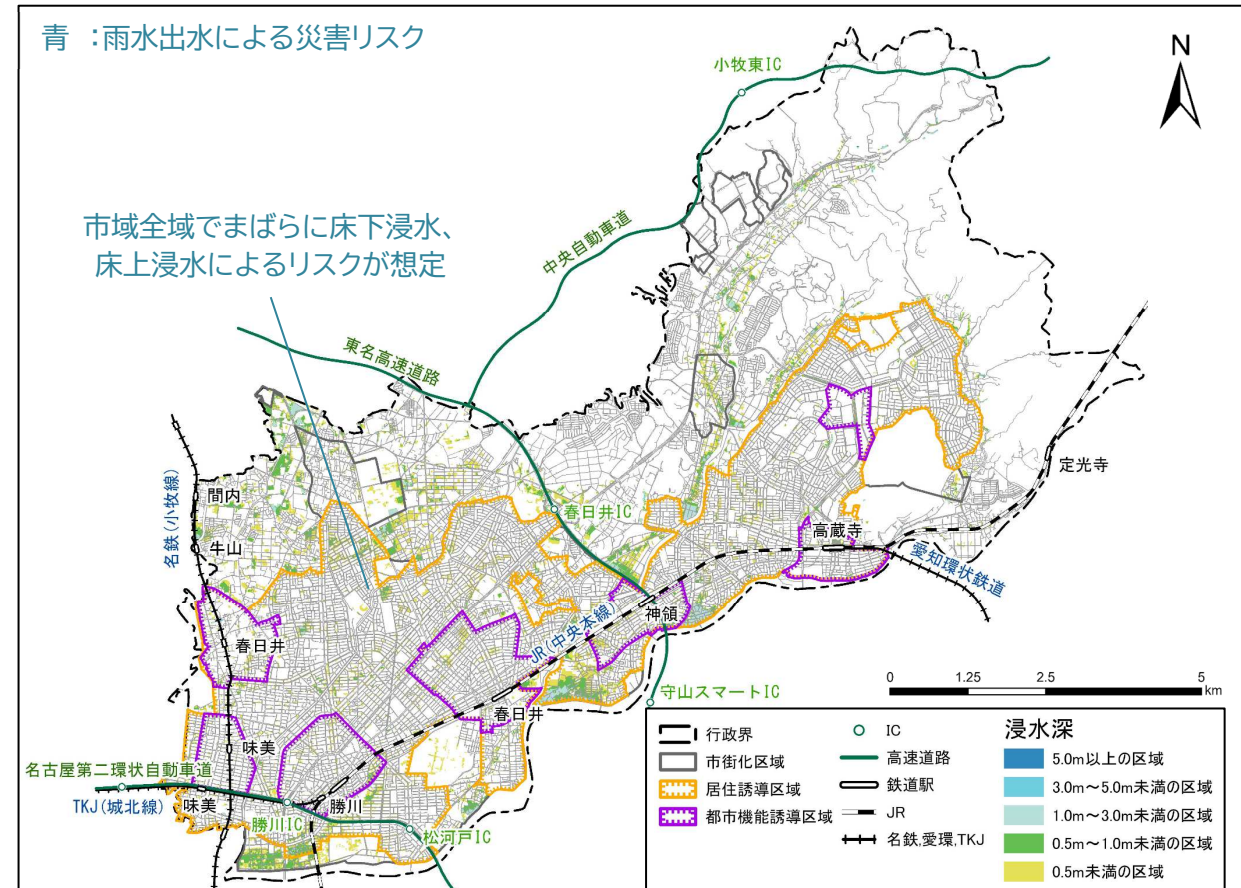
これらの災害リスク分析を踏まえ、居住誘導区域のあり方を整理し、対応すべき課題の整理を行います。

(2) 災害リスクの整理

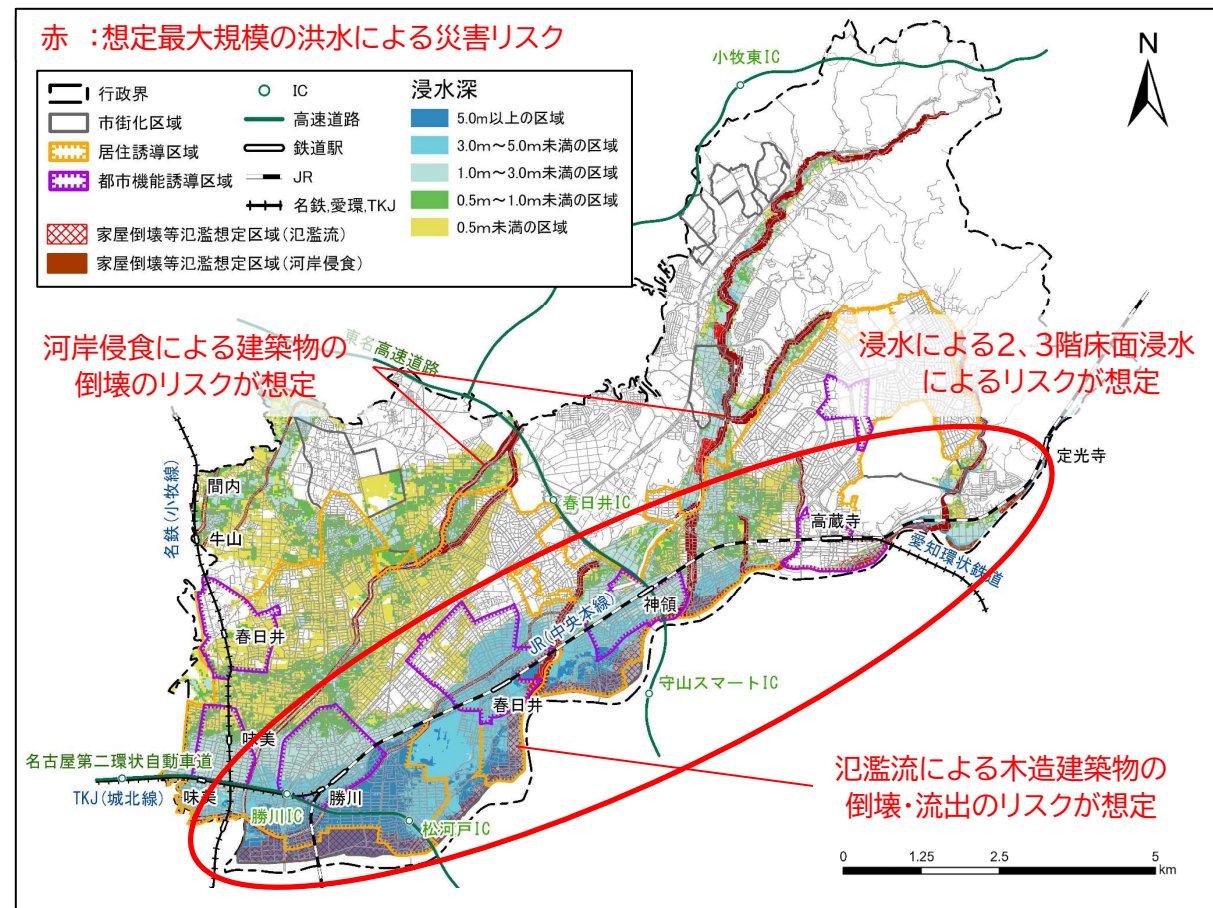
【図 計画規模の洪水による災害リスク（洪水浸水想定区域図、浸水予想図合成図）】



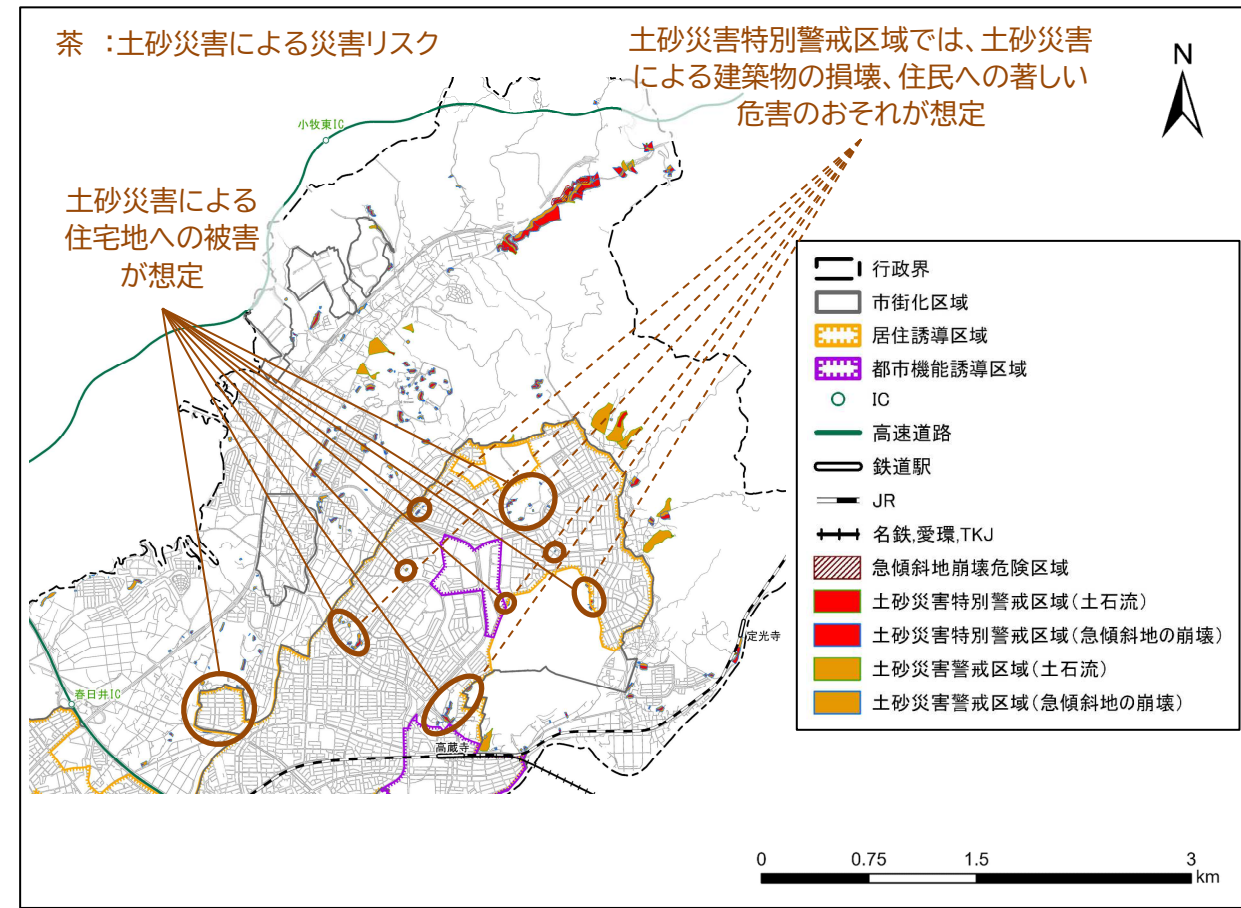
【図 雨水出水による災害リスク（雨水出水浸水想定区域図）】



【図 想定最大規模の洪水による災害リスク（洪水浸水想定区域図、浸水予想図合成図）】



【図 土砂災害による災害リスク（土砂災害警戒区域・特別警戒区域図、急傾斜地崩壊危険区域図）】



(3) 都市情報と重ね合わせた災害リスクの分析

① 居住誘導区域における災害リスクの分析

前述にて整理した災害リスクの整理を踏まえ、居住誘導区域内における災害リスクが想定される区域について、建物情報等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクが想定される面積、住宅棟数、人口を下表に整理します。

居住誘導区域内の46.44%の区域において、いずれかの災害リスクが想定されています。本市は居住誘導区域の広い範囲で土地区画整理事業を実施しているなど、市街化が形成されており、居住誘導区域内の住宅の51.02%、人口の52.14%にいずれかの災害リスクが想定されています。

【表 居住誘導区域内の災害リスクが想定される区域の数値整理の案（40㎡以上住居対象）】

		面積 (ha)	住宅棟数 (棟)	人口 (人)
居住誘導区域全域		3,892.80ha	69,719 棟	250,759 人
洪水	床上以上の浸水	1,681.79ha (43.20%)	34,227 棟 (49.09%)	125,641 人 (50.10%)
	2階床面以上の浸水	826.83ha (21.24%)	15,242 棟 (21.86%)	58,549 人 (23.35%)
	家屋倒壊等	270.25ha (6.94%)	4,692 棟 (6.73%)	15,965 人 (6.23%)
雨水出水	床上以上の浸水	139.89ha (3.59%)	2,915 棟 (4.18%)	11,260 人 (4.49%)
	2階床面以上の浸水	1.40ha (0.04%)	13 棟 (0.02%)	27 人 (0.01%)
土砂災害		8.18ha (0.21%)	85 棟 (0.12%)	1,106 人 (0.44%)
いずれかの災害リスクが想定される区域		1,807.97ha (46.44%)	35,571 棟 (51.02%)	130,738 人 (52.14%)

上表の数値はGISによる算出値、下段の割合は居住誘導区域内の総数に対する割合

【40㎡以上住居を対象とする理由及び根拠】

建物情報として用いる都市計画基礎調査では、カーポートや倉庫等も住居として扱う場合があり、居住者が想定されない建物を除外するため、国土交通省の住生活基本計画において、単身者の都市住居型誘導居住面積水準^{*}とされている40㎡を基準とし、建物を抽出しています。

^{*}豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準

② 居住誘導区域における避難受入可能状況の分析

人命を守るための課題明確化に向け、居住誘導区域における垂直避難が困難な人口について、避難施設の立地状況等を踏まえた受入可能状況を分析します。

想定最大規模の洪水等の災害では、居住誘導区域における垂直避難が困難な人口は約52,000人であるのに対し、想定最大規模の浸水を考慮した居住誘導区域内の指定一般避難所の受入可能人数は約22,000人となっており、垂直避難が困難な人口が多く、居住誘導区域内の指定一般避難所で受け入れることは困難と考えられます。また、市内全域の指定一般避難所の受入可能人数は約27,000人となっていることから、市内全域の指定一般避難所であっても受け入れることは困難と考えられます。

想定最大規模の洪水等の災害よりも発生確率が高い計画規模の洪水等の災害では、垂直避難が困難となる人口は約5,000人存在しており、計画規模の浸水を想定した居住誘導区域内の指定一般避難所の受入可能人数は約26,000人であることから、これらのより頻繁に大きな浸水被害を受けると考えられる住民については、居住誘導区域内の指定一般避難所で受け入れることが可能と考えられます。

【垂直避難困難の定義】

●L2 洪水浸水想定区域、L2 浸水予想及び、その他災害リスクに基づく定義

- ・L2 洪水浸水想定区域、L2 浸水予想、雨水出水浸水想定区域において、3.0m以上の浸水が想定される区域内の2階建て以下の住宅及び0.5m以上の浸水が想定される区域内の平屋建ての住宅
- ・家屋浸水想定区域、浸水予想における家屋倒壊等氾濫想定区域内の住宅
- ・土砂災害警戒区域からレッドゾーンである急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を除いた区域内の住宅

●L1 洪水浸水想定区域、L1 浸水予想及び、その他災害リスクに基づく定義

- ・L1 洪水浸水想定区域、L1 浸水予想において、3.0m以上の浸水が想定される区域内の2階建て以下の住宅及び0.5m以上の浸水が想定される区域内の平屋建ての住宅
- ・土砂災害警戒区域からレッドゾーンである急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を除いた区域内の住宅

【表 居住誘導区域における垂直避難が困難な人口の整理（40㎡以上住居対象）】

垂直避難が困難な人口 ^{※1}	L2 洪水浸水想定区域、L2 浸水予想及び、その他災害リスク	51,744 人
	L1 洪水浸水想定区域、L1 浸水予想及び、その他災害リスク ^{※2}	4,648 人

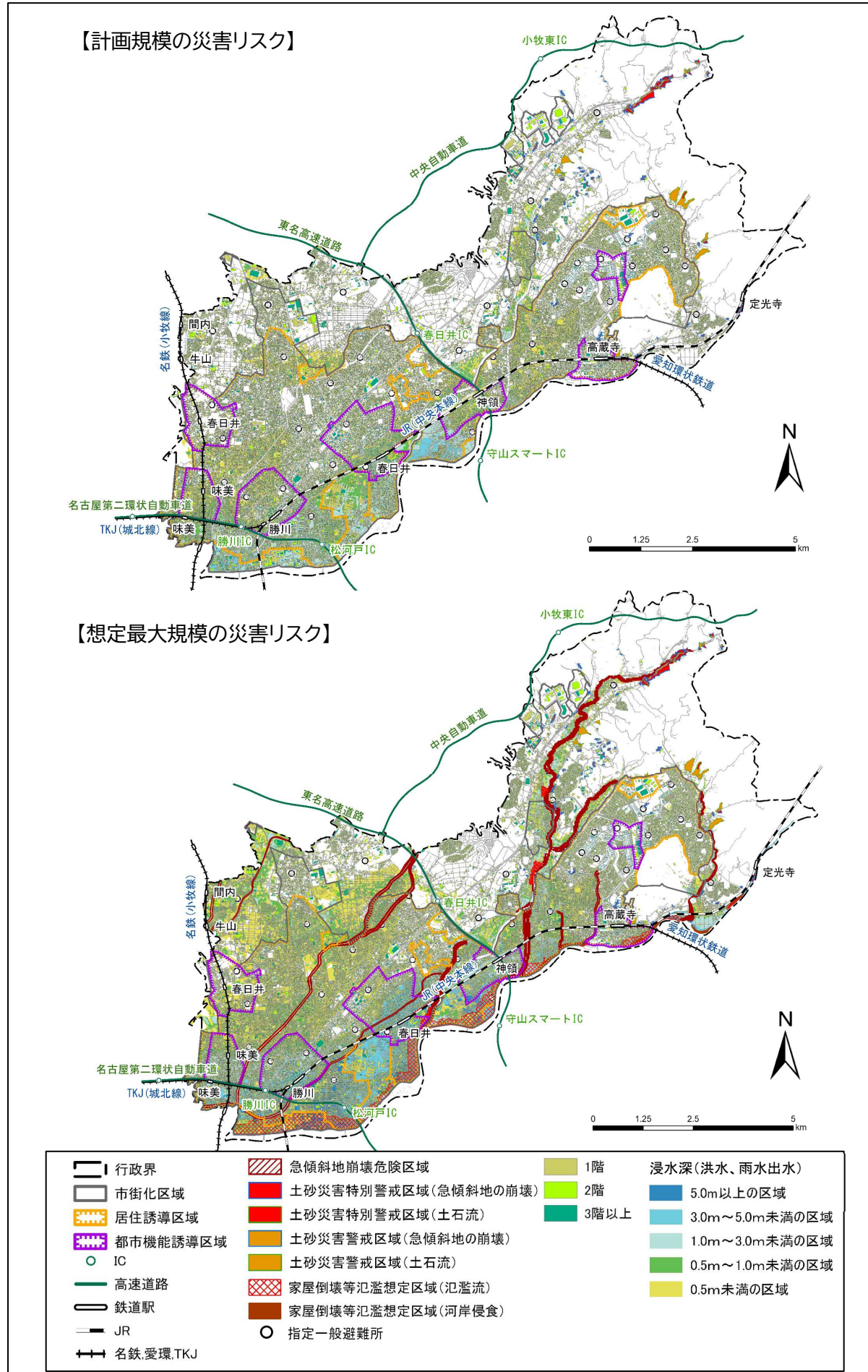
^{※1} 垂直避難が困難な人口はGISによる算出値

^{※2} 家屋倒壊等氾濫想定区域、雨水出水浸水想定区域は想定最大規模（L2）の降雨に基づく想定であるため、計画規模（L1）の降雨では対象外となる。

【表 春日井市の指定一般避難所の受入可能状況】

	避難スペース			受入可能人数（一時）		
	平時	L1	L2	平時	L1	L2
市内全域	63,780 ㎡	63,222 ㎡	54,752 ㎡	31,937 人	31,433 人	27,209 人
居住誘導区域	53,455 ㎡	52,447 ㎡	44,572 ㎡	26,579 人	26,075 人	22,148 人

【図 災害リスクと建物階数】



(4) 耐災害性の地域的な偏りに向けた災害リスクの検証

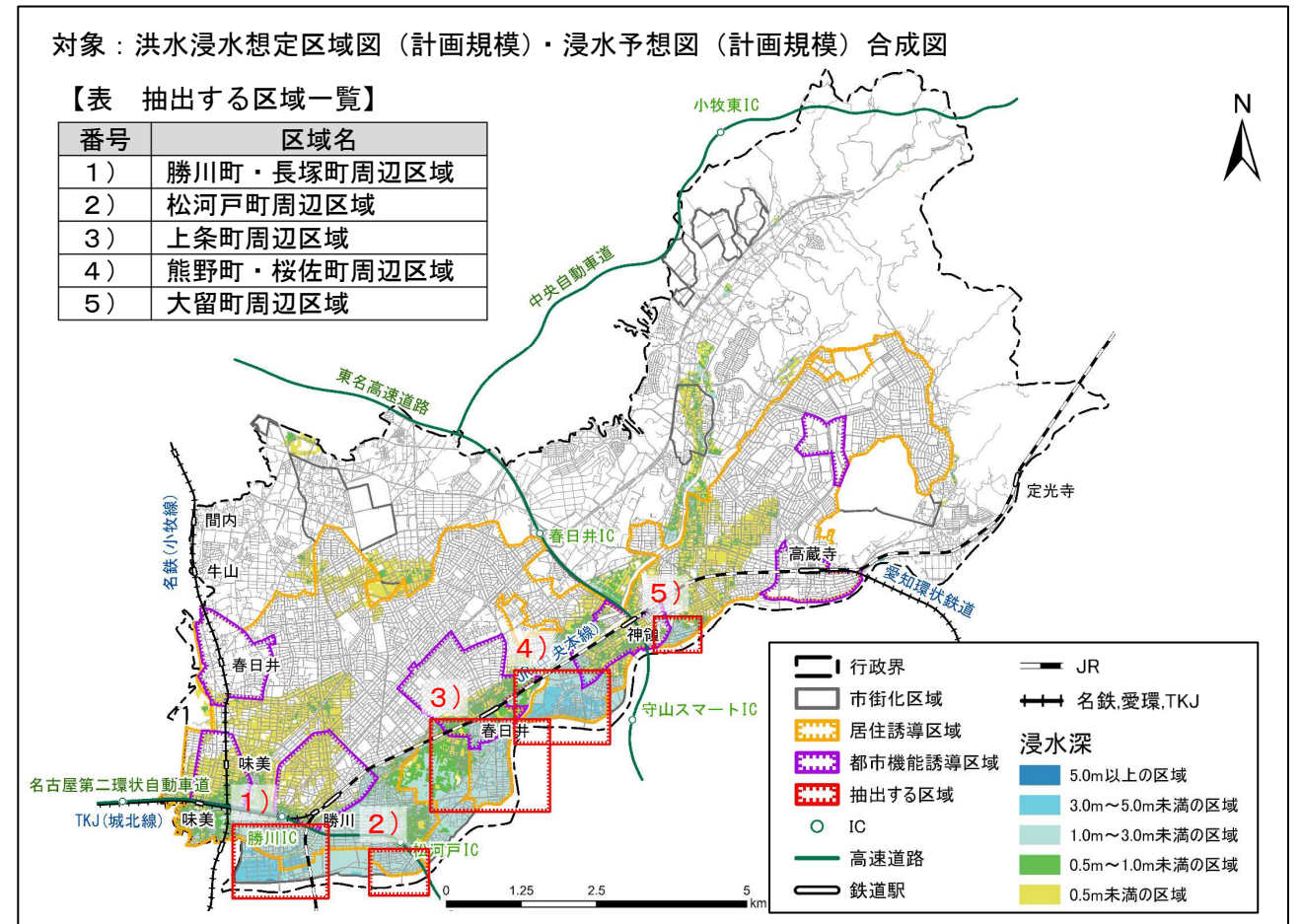
①検証の考え方

前述のとおり、居住誘導区域における避難受入可能状況について、想定最大規模の災害による垂直避難が困難な人口は、居住誘導区域内及び市内の指定一般避難所で受け入れることが困難と考えられることが確認されました。一方で、計画規模の災害による垂直避難が困難な人口は、居住誘導区域内の指定一般避難所で受け入れることが可能と数値上では整理されました。しかし、浸水被害は地盤高や土地の排水能力などの要因により、その被害に地域的な偏りが想定されることから、垂直避難が困難な人口の分布においても地域的な偏りが懸念されます。

そのため、耐災害性の地域的な偏りの把握に向け、計画規模の災害における、危険度の高い浸水被害が想定される区域を抽出し、垂直避難が困難となる人口について、付近の指定一般避難所の受入可能人数との許容量の検証が必要と考えられます。

検証にあたっては、計画規模の災害において、一団で危険度の高い浸水被害(浸水深3.0m以上)が想定される区域及びその周辺を抽出し、避難施設の立地状況や避難施設の浸水状況を踏まえた整理を行います。

【図 抽出する区域図】



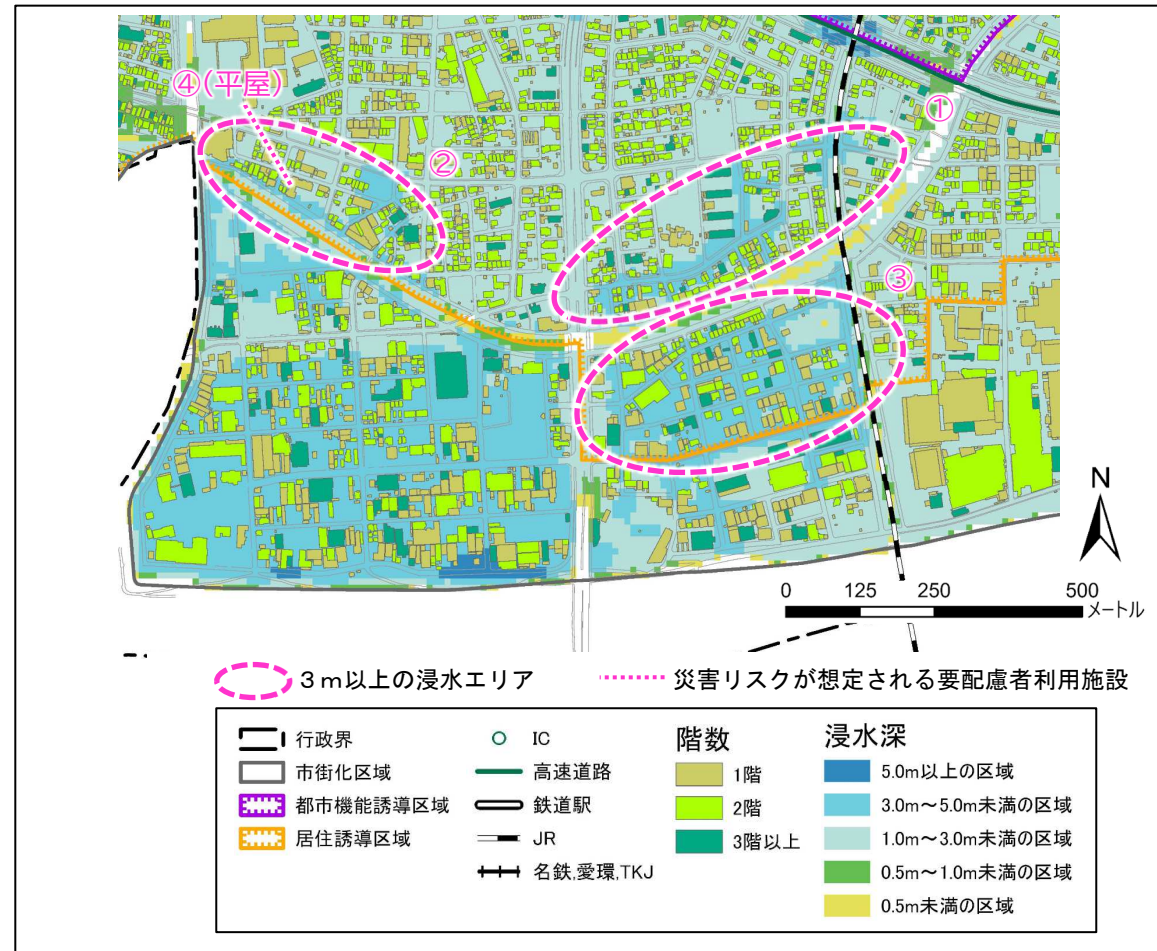
資料：庄内川河川事務所 洪水浸水想定区域図、愛知県 浸水予想図

②区域別の災害リスクの検証

抽出した5区域について、区域別に災害リスクを検証します。

1) 勝川町・長塚町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 勝川町・長塚町周辺区域の数値整理】

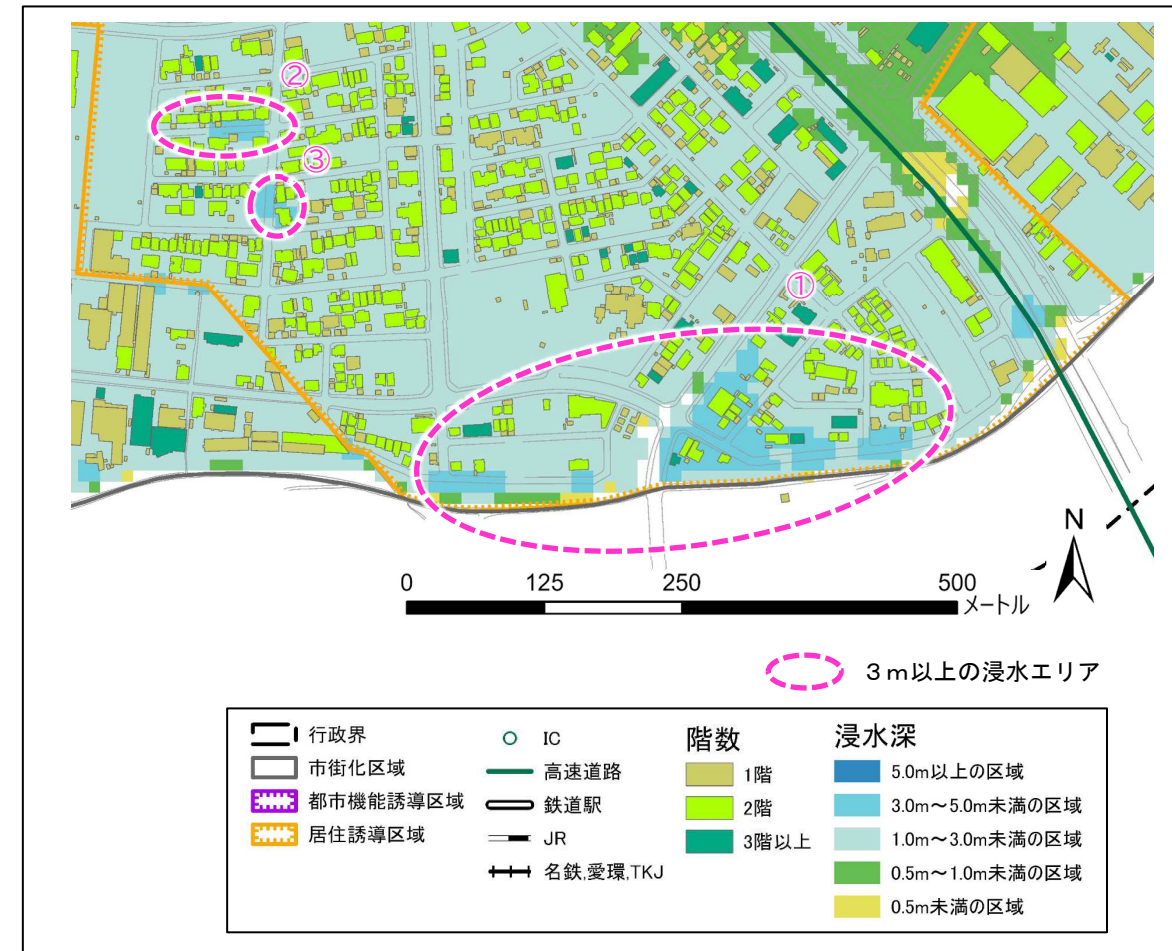
居住誘導区域内の住宅棟数	1,128 棟
居住誘導区域内の人口	4,919 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	124 棟 (10.99%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	388 人 (7.89%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	9,099 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	4,503 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	8.62%

2) 松河戸町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 松河戸町周辺区域の数値整理】

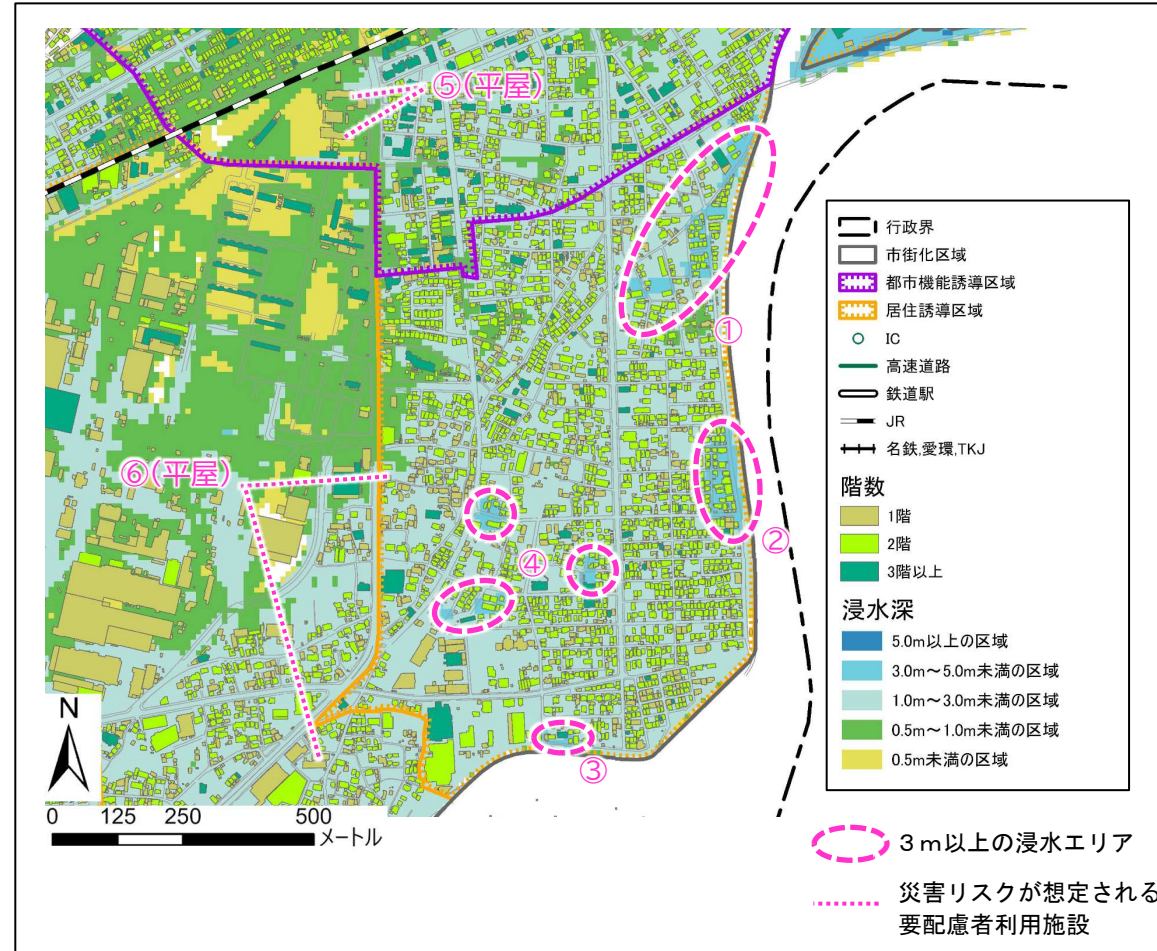
居住誘導区域内の住宅棟数	477 棟
居住誘導区域内の人口	1,932 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	6 棟 (1.26%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	24 人 (1.24%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	2,946 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	1,456 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	1.65%

3) 上条町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 上条町周辺区域の数値整理】

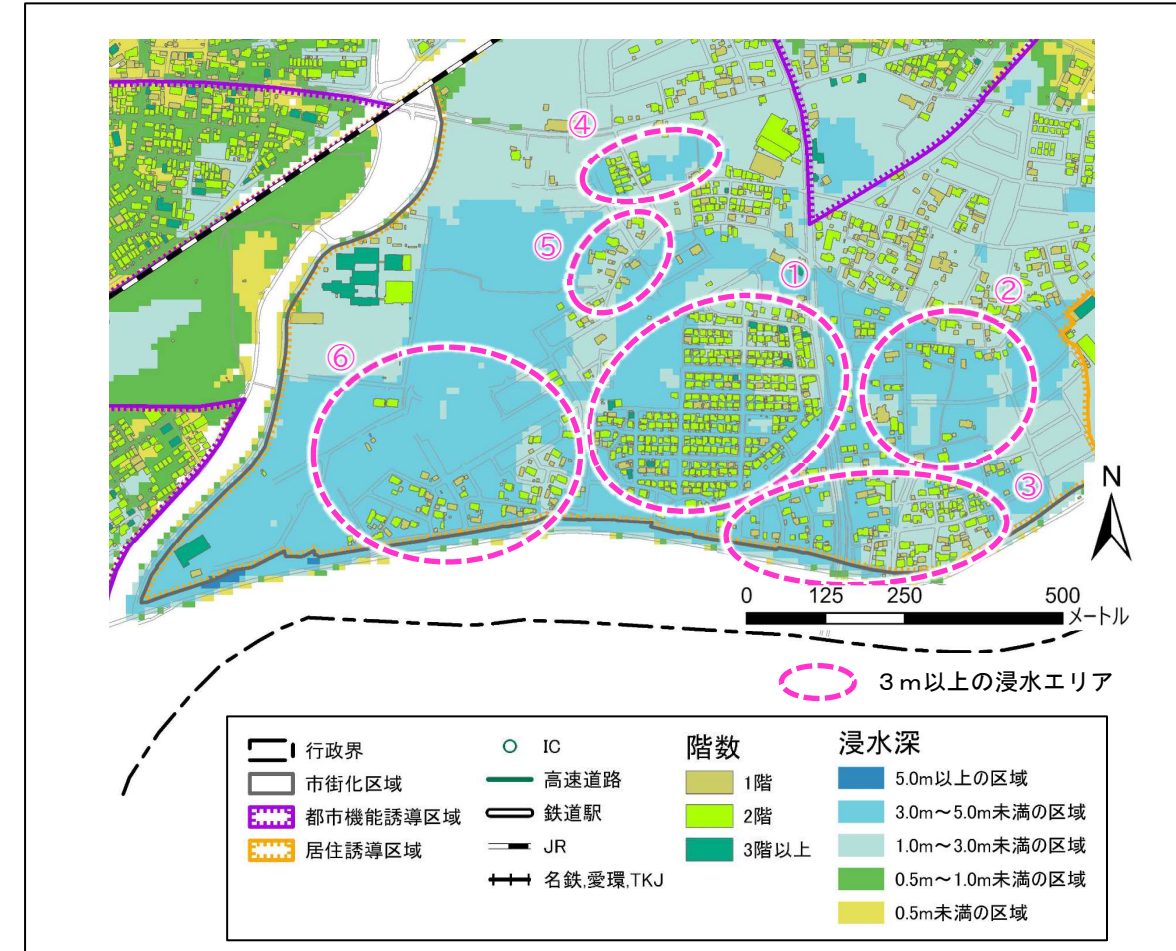
居住誘導区域内の住宅棟数	2,641 棟
居住誘導区域内の人口	11,190 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	85 棟 (3.22%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	272 人 (2.43%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	8,064 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	4,008 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	6.79%

4) 熊野町・桜佐町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 熊野町・桜佐町周辺区域の数値整理】

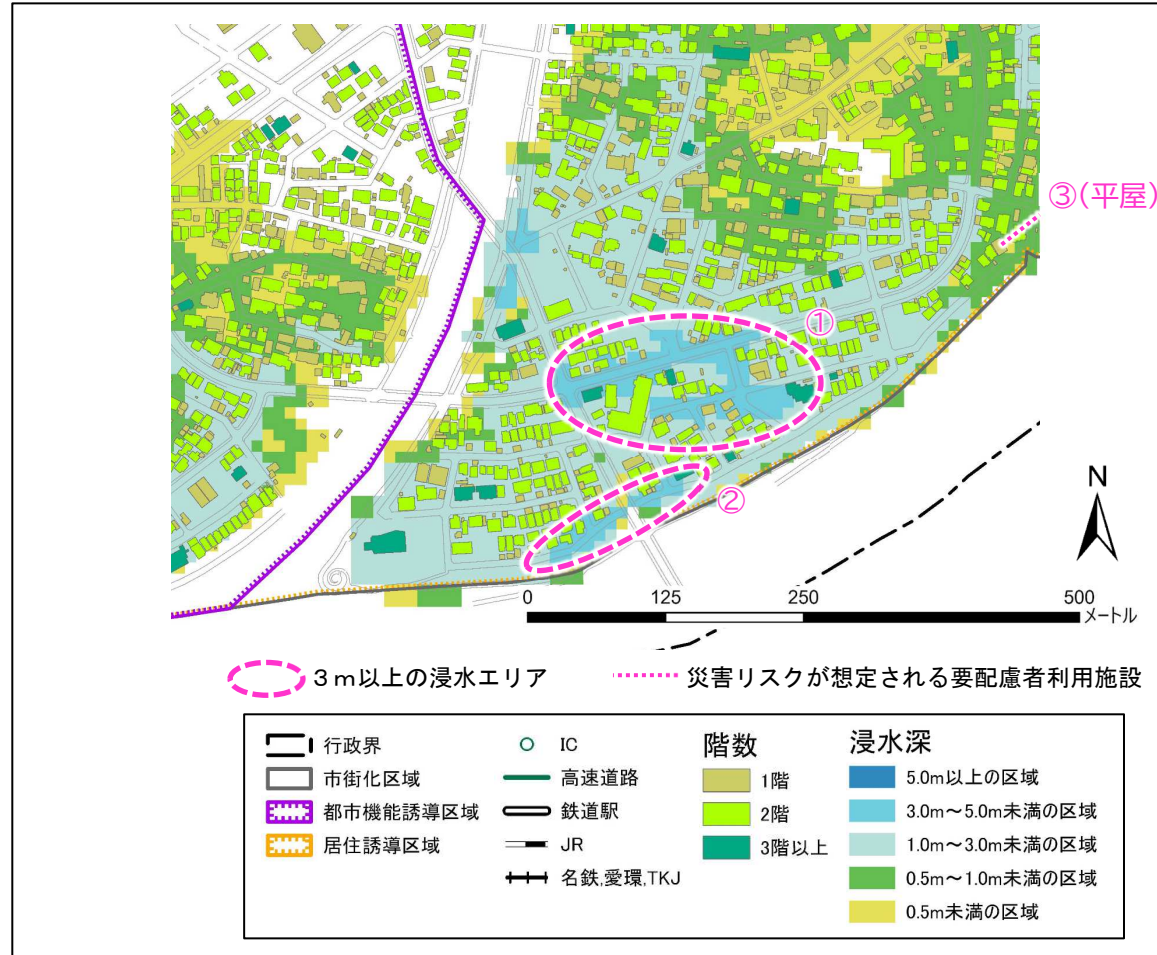
居住誘導区域内の住宅棟数	1,277 棟
居住誘導区域内の人口	4,332 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	349 棟 (27.33%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	833 人 (19.23%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	8,917 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	4,442 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	18.75%

5) 大留町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 大留町周辺区域の数値整理案】

居住誘導区域内の住宅棟数	721 棟
居住誘導区域内の人口	2,605 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	13 棟 (1.80%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	41 人 (1.57%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	8,221 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	4,105 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	1.00%

(5) 居住誘導区域のあり方の整理及び対応すべき課題の整理

① 居住誘導区域のあり方の整理

災害リスク分析の結果より、都市構造上の核となるJR中央本線の鉄道駅周辺をはじめ多くの既成市街地において、洪水等により被害が発生する状況となっています。また、市東部の丘陵地内に開発された高蔵寺ニュータウン周辺においては、一部で土砂災害のリスクがあり、建築物の構造規制等を定めている区域も分布しています。数値的な整理においても、居住誘導区域内の46.44%の区域、51.02%の住宅、52.14%の人口において、いずれかの災害リスクが想定されている状況です。

一方で、居住誘導区域内で多くの土地区画整理事業を実施しているなど、広い範囲で市街地が形成されており、これら災害リスクが想定される区域を居住誘導区域から全て除き、新たに郊外に市街地を形成していくことは現実的に困難と考えられます。また、このような災害リスクを有するエリアは、これまで計画的に都市基盤を形成してきており、今後、本市が持続可能な維持・発展を進めていくために維持していくべき重要なエリアでもあります。

こうした本市の特性を踏まえ、今後も持続可能な都市を形成していくためには、これまでに形成されてきた市街地を活かしつつ、市民等の命・生活を守るための防災・減災の取り組みを進めることで、居住誘導区域を維持する方針とします。

② 対応すべき課題の整理

災害リスク分析及び居住誘導区域のあり方整理を踏まえ、以下の課題に対応することが必要です。

【表 対応すべき課題のまとめ】

災害	想定される災害リスクを踏まえた課題
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画的な河川改修や流域での治水対策の促進等による洪水の発生抑制が必要です。 ◆ 自主的で適切な避難行動の促進や安全な避難環境の整備等のリスク軽減策の検討が必要です。 ◆ 床下浸水、床上浸水によるリスクが想定される区域では、各戸への浸水防止対策等による垂直避難も含めた住民等の安全の確保が必要です。 ◆ 想定最大規模の洪水による災害リスクに対し、垂直避難が困難となるリスクが想定される住民が避難できる許容量は確保されていない状況となっており、他の市町村への広域避難等の体制の構築が必要です。 ◆ 計画規模の洪水による災害リスクに対し、一団での被害が想定される区域では、住民等の自主的で適切な避難行動の促進等の安全確保に向けた対応が必要です。 ◆ 床上浸水や2階床面の浸水によって、垂直避難が困難な要配慮者利用施設が立地しており、避難確保計画の作成促進等の利用者等の安全確保に向けた対応が必要です。
雨水出水	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 床下浸水、床上浸水によるリスクが想定される区域では、各戸への浸水防止対策等による垂直避難も含めた住民等の安全の確保が必要です。 ◆ 道路冠水によるリスクが想定される区域では、冠水による事故等を防ぐための対策が必要です。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土砂災害特別警戒区域は引き続き居住誘導区域外とし、住居等の立地を抑制するための対策が必要です。 ◆ 土砂災害警戒区域は災害リスクを有する区域として、住宅地や住民への被害を防ぐための対策が必要です。

3 防災・減災の取組方針

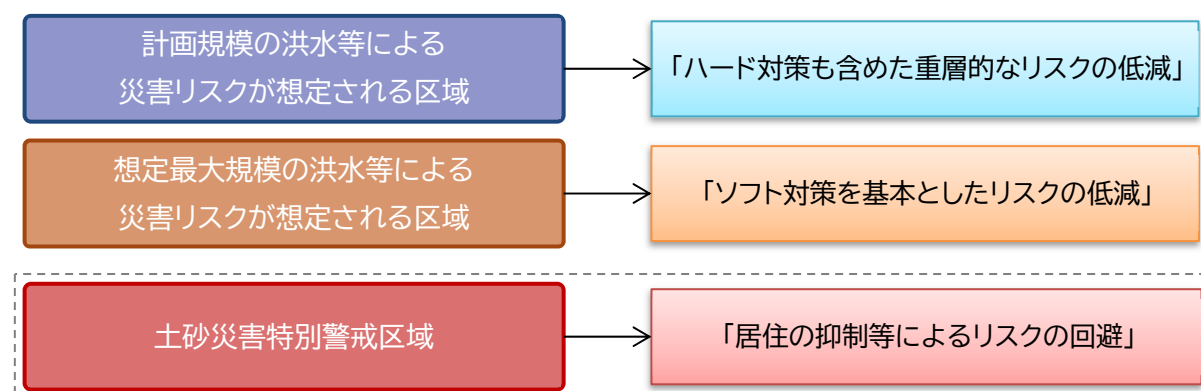
(1) 防災・減災に向けた取り組みの考え方

本市では、災害リスクを有する区域も含め、これまでの市街地を維持していく方針としたうえで、安全で良好な市街地が形成された暮らしやすいまちの実現に向け、発生確率が高い計画規模の洪水等による災害リスクについては、ハード対策やソフト対策を組み合わせることによる災害リスクの低減を図ります。

一方で、災害規模が大きく、発生確率が低い想定最大規模の洪水等による災害リスクについては、ハード対策で防ぎきることが困難なため、生命・身体を守る行動をとるためのソフト対策を基本としたリスクの低減を図ります。

なお、土砂災害特別警戒区域は建築物の構造規制等を定めている区域のため、居住誘導区域から除いており、居住等を誘導・制限することで、災害リスクの回避を図ります。

また、国や愛知県、周辺市町村等の関係機関と連携を図りながら防災・減災に向けた取り組みを進めます。



4 防災・減災対策の検討

【実施主体及び取組スケジュール（イメージ）】

防災・減災に向けた取り組み		実施主体	取組スケジュール		
			短期	中期	長期
災害の発生を抑制する取り組み	計画的な河川改修	愛知県、庄内川河川事務所	→	→	→
	河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進	春日井市	→	→	→
	流出抑制対策の推進	愛知県、春日井市	→	→	→
	雨水ポンプの整備・機能強化	春日井市	→	→	→
	雨水排水網の新設・増強	春日井市	→	→	→
被害を軽減する取り組み	交通施設等における脆弱性の解消	春日井市	→	→	→
	災害リスクの事前周知	愛知県、春日井市	→	→	→
	避難場所・避難路の確保、整備等	春日井市	→	→	→
	迅速な避難を促す情報伝達手段・伝達体制の確保	愛知県、春日井市	→	→	→
	ハザードマップ等の更新・配布	春日井市	→	→	→
	自主的で適切な避難行動の促進	愛知県、春日井市	→	→	→
	要配慮者の安全確保	春日井市	→	→	→
	各戸への浸水防止対策	春日井市	→	→	→
被災後の安心できる生活の確保	関係機関との連携強化	春日井市	→	→	→
	避難所における良好な生活環境の確保等	春日井市	→	→	→